

633

労働争議防止策論

戦時戦後



0037395000

3

0037395-000

特200-845

労働争議防止策論と戦術対策

宇野利右衛門・著

工業教育会

昭和7

AGF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年5月15日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

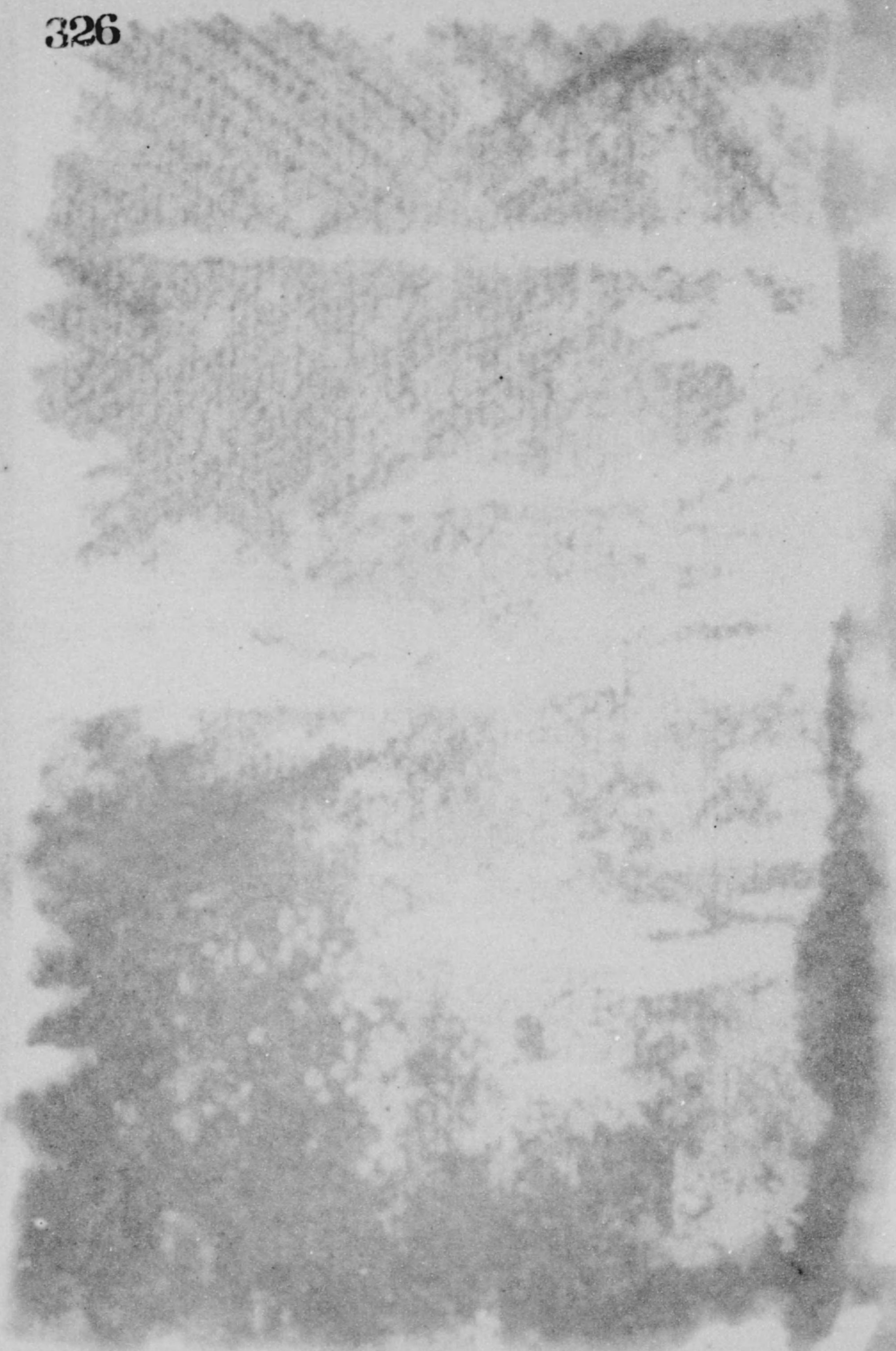
342

633

勞 働 爭 議 防 止 策

爭 議 戰 術 對 策

326



特 200
845

宇野利右衛門著



労働争議防止策論と戦術對策



工業教育會出版

序に代えて

頃日、東都の客舎に在りて、一夕の閑を得、久し振りにて淺草公園に行き、富士館に入つて、大河内傳次郎、片岡千恵藏兩君の力演に成る、キネマ、

「明治元年」

と云ふ雄篇を見る、

筋はユーゴーの、『九十三年』の雛案らしく、可憐なる旅藝人の二少年を、籠城軍の敵に奪はれて、これを救ひ出すべく、官軍が全力を盡したが、其効なく、少年を幽閉せる槽に火を放され、見殺しにするの外なき刹那、敵の老將が火を犯してこれを救ひ出し、少年を官軍に渡して後ち悠々と立去るを、其の高潔なる行ひに打たれて、追ひも、捕へもせず逃がしてやつた罪に依り、官軍の司令官は銃殺の刑に處せらるゝと云ふ、頗る人道的な、大仕掛けのものであつたが、吾人は其の人道的の見せ場よりも、寧ろ、敵軍が此の弱き、無邪氣な少年を捕へて苦しめることに依つて官軍の攻撃の手を控えしめ、最後に落城の己むなき瀬戸際に至るや、何の罪もなき二少年を焼き殺さうとして角槽に火を放つと云ふ如き、武士道に戻つた暴虐な、卑劣な行爲に憤りと、不愉快とを感じて、

見るに堪えない悪感に打たれたのである。

斯う云ふ事例は、我が日本には曾て無かつたであらうと思ひ、『やつぱり醜案なればこそ』と吾人は思つた次第であるのである。

由來、我々日本人は、弱き者を助けて、強き者を挫くのを以て、

最も男らしき行爲と信じて居る

ものである。

彼の俠客なる市井無頼の徒の傳記が、今も尙ほ吾人の興趣を引く所以は、全く此の、

『強きを挫いて弱きを助ける』

と云ふ男らしき行爲を以て、彼等の第一義的のモットーとして居つた爲めであらう。

斯うした國民性の薰染を享けて來た我々日本人は、

弱者の故なく虐げらるゝを見ることは最大最高の苦しみ

と感するのである。

殊に人一倍此の習性の強い吾人は、路傍に於て、年少の子女が年長の不良少年にいじめられ、幼

い小僧が古參の中僧に虐待されて居るのを見ると、不知顔に通り返るに堪えず、いつも餘計な、オセツカイを演じて、

『オイ、オイそんな可愛さうなことを仕てやるな。』

と云つて、其の不良少年なり、不良中僧なりの悪行を止めに出るのである。

おかげで白いあごひげと、恐い顔どが役立つて、いつも其の不良少年なり、不良中僧なりの暴行を封じ、憐れな幼い者を救ふ事が出来るので、これが何よりもの、

吾人の快心事である

のである。

朝の出がけに、斯うした事件に遭遇して、一人二人の少年を救ふた時は、其の日一日愉快で、仕事事が面白く運ぶやうな氣がするのである。

斯うした吾人の習癖は、工場鑛山の憐れな弱者に對しても、極端に發動する傾きがあるので、總ての場合何うも資本家側、企業經營者側に不公正、不人道なやり方が多いやうに思はれてならぬのである。

例之、労働爭議の場合の如きに於ても、事を起さしめた責任は資本主側、經營者側に大部分ある

に不拘、反抗したのが悪い。不穩の舉動に出たのが憎しいと云つて、財力を頼み、權力にまかせて

弱い者の生命の網を断ち切つて

弱い敵を追ひ廻し、追ひ込めて、是が非でも、

あやまれ、降参しろ

と云つて、虐めるのは、

見るに堪えない不快の感じに戦く

のである。

頃日某の大工場に賃銀の値下げに因る争議があつた。工場側は其の失策を悔ひ、直ちに要求の大部分を容れて、争議を解決されたのである。

此の事を聞いた同業者の某々は曰く、

「會社側の全敗に終つたと云ふじやありませんか。何と云ふまづい事をやつたものでせう。癖になりますよ。うんと頑張ればよいのに。」云々

吾人は此の言を聞いて、其の人の顔を熟視するより外、答える術を知らなかつたのである。何と云ふ暴虐な、無法な事を云ふ徒輩であらう。

工場側に非があれば、これを改めて平和を回復するのは當然の事であるのである。

非は工場側にあらうが、無からうが、同盟して工場主に反抗するのは、

許すべからざる行爲である

と云つて、怒り、憎しむと云ふ如きことは、

暴君的態度である

のである。

これでは、職業的に覺醒して居る、現今の人心を統御して、

平和に、能率的に業務を經營して行くことは出来ない

のであると思はれる。

ところがまだ斯う云つた様な、暴君的の經營者が可なり多いのだから、我國の産業界も、心細い次第であるのである。

以上の如き、弱者に同情し易い、寧ろ病的な程日本人的心理の持主である。吾人は、本書に於て

争議の原因を論ずる

に當つても、其の責任の大部分を、資本家側經營者側に負はしめて、
労働者の肩を持ち過ぎたかも知れぬ
のである。

此の點は、吾人が労働者上りだから、

自然に労働者の方に傾き易いのであらう

と思し召して、御寛恕を願ふ次第である。

しかし、我が國の労働者は未だ、歐米諸國の労働者の如く、

眞剣に資本家に食つてかゝる

者は稀れで、多くは一寸した感情から、

日頃の鬱憤を爆發させる

のである。

従つて、さう硬くなつて、彼等を打ち負かさなくとも、速かに協調して、平和を回復せしめ、さうして、不良なつきものを除き去るべく力を盡さるべきであると、吾人は考える次第であるのである。

それ故、吾人は本書に於て、

如何にして労働争議を防止し得べきか

と云ふことを論議するに就て、第二章の如き、

手段方法的等の事例

を、列擧し、又た第五章の如き、

争議を防ぐに就ての心得

を論ずる以外に、根本的に労働者を、

自覺せしめ、自助的に働かしめ

て、以て永久的の平和を齎すべき、第三章の如き、

組織の効果

を高揚した次第であるのである。

吾人は、永久的の勞資平和諧調策としての、一つのイデオロギーを持つて居るものである。

それは、思想上の根底ある、吾人の所謂、

『日本我の自覺』

を基調とした、國民であつて、しかも高き信仰の根帯に立つた、

健全なる労働團體

を組織せしめて、先づ彼等を、

孤立、脆弱の境遇から救ひ

さうして、對等の地位に立たしめて、互に謀り、互に助けて、

協調的の平和を獲得すること

が、最も優れたる、所謂、

正道的の平和策である

と信するのである。

然し斯くの如き境遇に迄、今日の労働者を高上せしめることは中々の難事である。先づ彼等の中に彼等多数を率ひ得るところの、

指導者を作る

必要があるのである。

今日の最大の缺陷は、斯うした、多數者を、

正しき道に率ひて進む

ところの、善良にして聰明な、しかも多數者を信服せしめ得るところの、

才智と、熱誠と、力量とを具備した指導者

の無いことであるのである。

それは今日まで、多くの經營者の人々が、

労働者の組織を嫌ひ、惡み

て、これが抑壓、破壊に力を盡して來た爲めであるのであらう。

今日の工業家の望まるゝ如き組合を徹底的に潰して、團結など云ふ臭味の全くない、所謂、

無組織の平和

を得ることは、一時的には平和の目的を貫き得るであらうが、滔々たる時代の潮流は、

何時まで彼等を無自覺、無抵抗のまゝに置くものでなく

して、必ず近き將來に於て奮起せしむる時機に到達せしめるであらう。

現に、失業、減給と云ふ如き恐ろしき呪咀の聲は、

彼等の眠りを覺し、これが對策に就て考えざるを得ざらしめて居る

では無いか。

それよりも更に恐しいのは、彼等労働者側の自覺奮起よりも、寧ろ資本家側、經營者側の、労働者を孤立の無力無抵抗の弱者たる地位に置く爲めに、總ての場合に、損失は彼等に轉嫁し、利益は資本家側に占有しやうとする誘惑を受け易いことであつて、それが爲めに、

永久に醫し難き恨みと憎みを醸し出すことである。

若し斯う云ふ、反感憎惡の念が、労働者多數の心中に發生したなれば、それこそ歐米諸國の勞資關係同様になり行き、最早如何なる方法を以てしても調和することの出來ない。

激しい、階級闘争に陥つて仕舞ふのである。

現今に於ける、一時の小康、平和は、

永久の闘争を招く恐るべき假相の平和であるのである。

吾人は、我が國の工業者鑛業者が、斯くの如き恐ろしき、永遠の、

救ひ難き修羅道に墮落せんこと

を悲しむの餘り、現在の小康状態、一時的の平和を打破して、永遠の調和の爲めに、

團體指導者の養成

から始めて、將來は彼等に健全なる組織を附與すると云ふ、

百年の大計を樹立して、着々として進まれんこと

を、切望に堪えない次第である。

これが、第三章正道の防止法論に於て、

組織の効果を力説する所以である

のである。

さうして、此の第一歩たる、

指導者の養成と云ふ事

は、決して容易な事業ではなく、又た一朝一夕に成し遂げ得べき事でも無いのであるから、現在に於ては、出來得る限りの、暫定的平和策を講じて、勞資の諧調を維持しながら、一方に於ては、第

四章に論ずる如き、工場團體の目的を指導者の養成に善用すべきことを主張する次第であるのである。以上の如き、吾人の意圖を縷述し來つて、彼等の手より唯一の彼等が活くる道であるところの團結の權利を奪ひ去つて、これに代ゆる何物をも與へざる無慈悲、暴虐を痛論して、さて、此の數萬言の議論を結了するのに、

机上の空論では物足りない

ので、實例實話を以て結論としやうと志し、これを四方に求めて、

金の草鞋で探して歩いた

のであつたが、幸にして五月二日より、二十日に至る、東海、東北の探求旅行は、遂に報はれて、第六章に採録した如き、三篇の文章を得て、首尾よく、

書龍點睛の喜び

を得ることが出來たのである。此の書の著述の由來を記して、吾人の真意あるところを明にする次第であるのである。

昭和七年五月二十九日夜半

宇野利右衛門識

凡 例

労働爭議の發生は、傳染病の侵人と同様の、

工場鑛山經營上の厄難事である

のである。

これを如何に防止すべきかと云ふ事は、現代の事業經營者に取つての最も必要にして且つ最も困難な大問題であるのである。

前冊、「思想善導の事蹟を求めて」は、これを、

根本的の思想方面から解決する

に就ての、參考資料を集め、本冊に於ては、實際上の方法としての解決に就ての、參考資料を提供しやうと志して編述したものであるのである。

即ち、第一章に於ては、労働爭議の發生する原因に就て論じ、第二章に於ては、これを防止すべき手段としての、方策實例を説き、第三章は永久的の方法を求めて、

正道的防止法は組織にある

ことを力説したのである。

第四章に於ては、現在の工場團體の種々相を示して、これが眞の使命を明らかにし、以て將來に於て

健全なる労働團體の組織

せしむべき道を拓き、第五章に於ては専ら、労働者を導いて健全なる眞の平和に到達せしむる心得に關する資料を提供したのである。

さうして第六章に於て、争議防止法の生命を説いて此の論を結んだ、次第であるのである。

第二の戦術對策編に於ては、最早發生した後は、速かに解決せしめて、平和を克復する事が肝要であるが、種々の場合に於ける、四五の實例をぐ舉るに止めたのである。

要するに、未だ事の起らざる以前に於て事故の解決を圖るのが、賢明なる方法と信するから最も力を入れて、事前の防止策を論じた次第であるのである。

昭和七年五月二十九日

薔薇香る書窓の下に

編者 識

労働争議防止策論 目次

第一章 緒論……………一

第一節 緒言……………一

第二節 弱者の暴力……………一

第三節 労働争議防止策の根本義……………一

第二章 労働争議防止策の研究……………九三

第一節 採用時の注意と假採用……………九三

第二節 従業者に對する平和的訓育……………九三

第三節 争議防止策としての文化的施設……………九三

第四節 歸國善導法……………九三

第五節 子弟に對する學資の貸與……………九三

第六節 勞資間の意志疏通……………九三

第七節 従業者に株券を配與する制度……………九三

目次

第三章 正道の争議防止法……………一六九

第一節 社會立法協會の決議

第二節 組織の效果

『非組織の禍ひ』

『組織せるものゝ幸福』

『組織労働者に就て』

第四章 協調的工場團體……………一三七

第一節 工場團體の使命

第二節 工場委員會

第三節 自助的團體

第四節 職場懇談會

第五節 工場各部團體

第五章 暫定的争議防止法……………三〇三

第一節 緒言

第二節 争議防止策の考察

第三節 争議防止上注意すべき事柄

第四節 労働ブローカーと工業者

第五節 労働者の三種別

第六節 鐵道省の労働組合が左傾せぬ理由

第七節 クドイ程に訓示して諒解せしめよ

第八節 従業者に對する宣傳

第九節 宣傳了解の一方法

第十節 家庭訪問と人事相談

第十一節 従業者をして福利事業に協働せしむ

第六章 結論……………四二一

第一節 我が國民の特長

『我が國民の特異性』

第二節 經營主腦者の資格

目次

労働爭議戦術對策 目次

一 平素の準備……………	一
二 訪問戦術に對して……………	一九
三 女工の昂奮を靜めるには……………	二九
四 宣傳戦に勝つた野田醬油の聲明書告知書一斑……………	三九
五 労働爭議の善後策として労働爭議調停法の應用……………	八六
六 彼女等の貞操を護れ……………	一一〇
七 爭議直後の人心立て直し策に就て……………	一二三
八 労働爭議エピソード……………	一三三

労働爭議防止策論

宇野利右衛門著

第一章 緒 論

第一節 緒 言

『人はパンのみを以て生きるものにあらず』と云ふイエス、キリストの金言を引いて吾人は前冊

『根本的の労働爭議防止策たる、思想善導の事蹟を求めて』

の論文の起筆の辭としたのであるが、今又た此の第二冊、

『労働爭議防止策』

の論議に筆を染めるに當り、再び此の金言を延いて、文章の緒口を開かうと思ふのである。

蓋し、キリストが云つた

『人はパンのみに依つて生くべきものにあらず』
と云つた言葉の裏には元より、

『人間はパン無しには生き得ないものである』
と云ふ意味を肯定して居つたことは、明白であるのである。
されば、人間を眞に、

幸福にするには、パン丈けではいけない

が、思想上の完美のみを圖つて、それで、

物質的の不足を誤魔化さう

とすることも、勿論いけないのである。

パン以上の思想と、物質的のパンとの二つのものが、

併行兼備してこそ

そこに始めて眞の幸福が得られるのである。

勞働爭議の防止策も、亦たこれと同じで、飽くなき慾望を思ふまゝに増長せしめることは無論よくないので、これは根本的に、

思想の善導に依つて制禦する

ことが必要であるが、これと相併行して、或程度の、

物質的の満足

を得せしめなければ眞の平和諧調は招徠することは出来ない。吾人は思ふ次第であるのである。

故に、此の第二冊に於ては、思想善導以外の、

物質的の待遇

と、被雇者に満足を得せしめる、諸種の方策の事例を記述し、以て前冊と合せて、

物心兩方面からの平和策

を講じて見たいと思ふである。

近來世界に於けるファツシズムの情勢は益擴大せられて行つて、今や、

強權者の獨裁主義萬能

の風潮は、全世界を風靡せんとして居り、國家國民の生存の爲めには、

個人の權利は或種の壓迫を受けても仕方がない

と云ふ如き、反動的の主張が、議論言説を抑壓しつゝある形勢であるのである。

従つて、労働運動の氣勢の揚がらない事夥しく、從來大言壯語して、無産者の伸權を主張しつゝ、あつた右傾派労働運動者は、看板を塗り換えて、

國家社會主義を唱え出す

と云ふ加き現狀であつて、労働争議も頼みに下火となつて、我産業界の如きも、

小康を得て居る

状態であるのである。

しかしながら、其の一面に於て、労働争議の戦術は、俄然

狂暴化して來た

やうである。

現に先頃の

多木製肥所の争議

姫路北中製革所の争議

丸松メリヤス工場の争議

の如きは何れもテロリズムを發揮して、

労働者對資本家の争ひ
は變じて、

労働者對官憲の争ひ

となり、何の罪もない警官の多數を傷害すると云ふ如き、

流血の慘狀を現出し

て社會の安寧を紊し、従つて多數の犠牲的罪人を出して居るのである。

多木製肥所の争議に於て、騷擾罪 職務執行妨害罪 傷害罪等の罪名の下に、検事局の起訴を受

けて、鐵窓の暗みに繋がれた人々が、

三十三名

の多數に上つたことは、既に吾人の報告したところであつた。

近く新聞紙の報するところに依れば、姫路北中製革所の争議に於て、警察官を襲撃して、其の十數名を傷け、爲めに起訴された人々は、實に、

二十九名

の多き上つて居ると云ふことである。

これ等の人々及び其家族は、此の争議に於ける、

最も憐れな犠牲者

であつて、無産者の向上、伸權の爲めに、

血祭りに上げられた生きにえ

であると云へば、それ迄であるが、其の現在の苦しみ其の將來の悲運を思へば、誠にお氣の毒な人々であるのである。

斯くの如き多數の犠牲者を出し、流血の慘狀を現出する迄に、

争議が狂暴化

した原因は、奈邊に在るのであらうか？。

吾人は其の事情を略述して、一般事業家の方々の御反省を促したいと思ふ次第である。

第二節 弱者の暴力

吾人は嘗て、

『弱者の暴力』

x x x x

弱者の暴力

一 外 強 内 弱

粗暴な言行をして、他人を脅迫し、他人を洞喝するところの暴漢は、一見、

強いやつの様に見えるが、實は甚だ、

弱いやつであつて、眞の勇氣、

眞の力の缺乏を蔽ひ隠す爲めに斯う云ふ暴力を用ゐる

のであるのである。

吾人の知つた男に、某労働組合の幹部をやつて居る者があるが、甚だ粗暴なやつで、二言目には大きな聲を擧げて、人を威嚇する、

それで、部下の人々を威壓して、自ら、

強者であり、勇者であると誇つて居るのであつた。

八

ところが、實際は極めて弱い男で、弱い者に向つては強いが、強い人に向ふと直ぐ犬の様に尾を巻いて仕舞ふのであつた。

蔭では強さうな事を云つてゐるが、少し名の聞えた人の前へ出ると、恐縮して仕舞つて、言葉も出ない

有様であるのである。

こんなタイプの、

外強内弱の男

が、日本の従來の労働運動者、労働指導者には、澤山あつたものである。けれども、もうこれからは流行らない。

一度や二度は其威嚇に恐れるかも知れぬが、三度四度となると、誰しもが、其内兜を見透し

て仕舞つて、いくら彼れが怒號しても、洞喝しても、恐れなくなつて仕舞ふものである。

斯うして、眞價を觀破されて仕舞つた、暴漢の末路は憐れなものである。

瓦斯の抜けた風船玉同様に、

地に捨てられて仕舞ふ

のが落ちであるのである。

斯うして我國従來の、

労働指導者

の多くは、凋落して行つて、眞に思慮あり、勇氣ある人が、

これに代らんとしつゝある

形勢があるのは、先づ喜ぶべき傾向と云つてよからうと、吾人は考える次第である。

二 恐るべきは弱者の暴力

上に云つた様な、平常他人から恐れられて居る様な、外觀的の、

強がり

は、それが個人であつても、団体であつても、決して左まで恐るべきものではないのである。

ところが、眞に恐ろしいのは、

弱者の暴力

即ち、平常は弱いと思つて侮つて居るやつが、窮する餘り、反嚙的に暴力を出して来る、所謂、「窮鼠猫をはむ」

的の、弱者の暴力であるのである。

佛蘭西革命の昔しを回顧する迄もなく、

大正七年の米騒動

だつて、其導火線に火をつけたのは、

越中の漁師の女房連

と云ふ弱い女であつたのである。

弱い者が、恨み重なる結果、

總てを犠牲にして反抗して来る

ところの、其の暴力は、

眞の勇氣ある者の強力にも勝る

程、恐しいもので、其第一撃には、

當るものを破壊せずに止まぬ

強い力が存在して居るものである。

古來からの、革命には、大抵この、

弱者の暴力

が主要なる力となつて居る様である。

我國の勞働争議の際、勞働者を動かす力の中には、

此の分子が幾分否多量に加はつて居る

事を吾人は考えて、

慄然として我國社會平安の爲めに恐るゝ

ものであるのである。

三 暴力の起る原因

上に述べたところで、平常、

強いのを看板にかけて居る者の暴力

は決して恐しいものでは無くして、反つて、

無力だと侮つて居る弱者の暴力

の方が、非常に恐るべきものであると云ふ事は、大略解つたのである。

然らば、何うして弱い者が、斯うした暴力を出すのであるかと云ふと、それが所謂、

「窮鼠猫を食む」

で、もうとても助からぬと思ふと、其自暴自棄の餘り、

死物狂ひの勇氣を出す

のである。

彼のルイ王歴代の暴政の下に虐げられた、賤民の群れが、佛蘭西大革命の惨劇を演じ、ロマノフ家歴朝の虐政の下に壓迫されて生氣の無かつた、労働者や農民が露西亞の革命をやつた如くに、

餘りの壓迫に絶望した弱者は、猛然として反噬するものであるのである。

これを我國の労働爭議に例を取つて見ると、労働者は元來弱いものである。

「お前の様に理屈ばかり云つて、上役の命に服従しない奴は使ふ事は出来ぬ」

と云つて、暇を出さるれば、明日から、

生命の綱を失ふ

恐れがあるから、何でも雇主の命には御無理御道理で服従して、労働条件も、賃銀も雇主の決定する通りに任して、一言も不平を云はぬ。

斯うした弱い立場に居る労働者を、

「彼奴等は何んな事を仕たつて、絶對的に服従する」

と見くびつて、儲かる時には、資本主には五割七割の利益を分配し、重役は何萬圓と云ふ賞與を取つて置きながら、労働者には僅かの手當位を與へてお茶を濁して居いて、サア不景氣になつて、儲からなくなると、

事業縮少、人減らし

とあつて、ドシ／＼彼等の生命の綱を斷つて仕舞ふ、

これではたまらない。如何に弱い立場に居る彼等だとして、

反抗の聲を擧げない理由には行かぬ

ではあるまいか。

これが、昨年あたり一時方々に起つた、労働争議の主因であつたのである。兎に角、少しの流れの水でも、堰き止めれば遂には瀑布を成すのであつて、

強い者が弱い者を壓へれば、そこに恐しい弱者の暴力が起る

のであるのだ。

此の事は、

多数の人々を統御して行く、権力の所有者は常に考えて

弱者をして絶望せしめない様にしなければならぬ

のである。

四 暴力豫防の第一策

斯うした恐しい、

弱者の暴力の爆發を防ぎ

社會の安寧、産業界の平和を維持して行くには、爲政者、並に資本家が、彼等弱者を保護して、

第一 生活の安定を計る事

即ち、先づ彼等に、

人間らしき生活を爲し、又た家長として妻子を扶養し得るに足る賃銀を拂ふ事

にしなければならぬ。

一定の勢力に對して、或一定の賃銀を拂ふと云ふ様な、從來の、

労働を一種の商品として賣買する

舊慣を打破して、其人の生活を標準として、賃銀を支拂ふ様に仕なければならぬ。

例之ば、瑞西の電車々掌の給料の様に、初任給を、

獨身者には二百法

妻帯者には三百法

妻子を有するものには三百五十法

と定めて居る如き、新しい賃銀法を定めて、彼等の生活を安定せしめなければならぬのである。

さうして次には、

彼等が自己に重大なる過失、若しくは責任のある場合を除いては、決して解雇しない

事

若し止むを得ない事情で、解雇する場合には、相當な手當を與へ、尙ほ就職口を周旋

して彼等が路頭に迷はない様に盡力してやる事が必要なのである。

これ位の親切は、少し心懸けて準備しさえすれば、決して不可能な事ではないのである。それを行はないのは、弱者に對する、

尊敬と同情が足りない

ので、恐るべき暴力誘發の遠因を成す、不良事であるのである。

第二 労働者に發言權を與へる事

それから第二には、工場委員會制度のやうなものを採用して、

弱者にも發言の機會を與へ

て、幾分づゝか、工場管理にも、

參與せしめる事

にしなければならぬ。

日本の労働者は、未だそう云ふ事に慣れぬから、随分滑稽な事もあらうし、間違つた事もやらだらう、けれども、それを咎めずに、指導し、教育して行つたならば、相當の効果が擧り、所謂、

勞資の協同調和

が實現され得ると、吾人は信ずる次第である。

第三 向上の道を拓く事

労働者に修養の機關を附與して、

餘暇を善用して智徳の研磨を爲さしめ

さうして、修養の進んだ者は、

これを拔擢登用するの道を拓く事

は、弱者に對して、

希望を附與する

所以であつて、暴力の爆發を防ぐべく極めて有効な方法であるのである。

唯だ日本の労働者は、一般的に基礎的の教育を缺いて居るから、

教授上に於て大いに工夫を凝らす

必要があるのである。

それでないに折角の施設が失敗に終り易いのである。

五 暴力豫防の第二策

以上述べた、所謂第一策は、日本の資本家、企業家の中でも、少しく新しい思想を有する人は、
誰しも考えて居るところである。

しかも、此の事の旨く行はれないのは、

第二策を欲く

爲めであるのである。

然らば、吾人の謂ふ、第二策とは何ぞや、と云へば、それは、
彼等の團結權を承認し、進んでこれを奨励する事
であるのである。

元來労働者は、個人としては極めて弱いものであつて、到底、

資本の魔力に對抗し得ない

ものであるのである。

けれども、此の弱い個人も、

團結して組合を造ると、始めて幾分の力が具備して來て、場合に依つては、資本の力

に對抗し得る

やうになるものである。

此の力ある状態に迄、労働者を引上げてこそ、始めて上記第一策も、完全に實行し得らるのである。

今日の如き、

非組織分離の状態

に彼等を置いたのでは、

大人と少年とが角力を取る

様なものであつて、如何に大人の心持ちには、

尊敬と同情とを有つて居て

も、弱者の心持ちは、常に卑屈と、耻辱とに堪へられないのである。

故に、所謂恩情的施設が進めば進む程、反對に弱者の、

不満と、憤激は増す

のである。

何うしても先づ 彼等の團結を許し、兎も角も對等の力を養はしめて、さうして、第一策を十分に完全に行ふと云ふ事が、

我國労働問題解決の第一義

であると、吾人は考えるものであるのである。

然るに、我國には、此の、

團結を助成すべき何等の方策

もないのみならず、反つてこれを妨碍する處の、方策が、

資本家及びこれが助力者

に依つて行はれて居るのである。

我が國の資本家の多數は何時迄も、労働者の團結を嫌ふ事蛇蝎の如く、例の魔力を利用して、百方これを妨碍し、彼等を、

非組織のままに置かうとする

如き傾向があるのである。

此の結果は、大多數の労働者は、心中に幾多の不平不満を抱きながらも、弱さが故に止むなく、

奴隸的の労働者として服従を強いられ

つゝあり、一方又た既設の労働団体は、其不結果と、壓迫とに、

絶望的となり

て、滔々として、

左傾し行かんとしつゝある

のである。

此の二つの傾向は、我が日本の、

社會の安寧

と、

産業界の平和

どの爲めには、

恐るべき禍根

であつて、これが究まるところ、遂に、

弱者の暴力

となりはしまいかど、吾人は憂慮に堪えざるものである。

(千九百二十三年十一月二十九日、ゼネバの病院に於て)

×

×

×

×

云々と云ふのであつた。

斯う云ふ風に、強者の暴行よりも反つて、

弱者の狂暴こそ反つて恐しい

ものである。

現今の争議の悪化は、全く此の弱者の

自暴自棄的の反嚙

であると吾人は認める次第である。

何故ならば、現在の彼等は、資本家側の制肘の爲めに、

自分等の力に依つて自分等を救ふ

どころの、

組合を組織するの自由

をも奪はれて居る

孤立的バラ／＼の存在

であるのである、

故に資本家側の振りかざす、鋭利なる武器である、

解雇、減給

の恐しい攻撃に對して、何等の防禦手段をも有して居ない弱者である。

恰も素手で機關銃の前に立つ様な現状に在るのである。彼等の生きる道は

唯だ降服あるのみ

である。

彼等はこれが爲めに、従順な家畜の如く、資本家の命令の下に、

絶対服従して忍んで来た

のである。

此の忍耐も、自分が食へ、又た家族を食はしめ得る間は、兎も角も持續されるのであるが、自己の地位が危くなり、生活が極度に困難になつて来れば、丁度

追ひ詰められた鼠の如く

に、絶對絶命的に、總てを犠牲にして反抗せざるを得なくなるのである。
斯うして、

弱者の狂暴性は發現する

次第であるのである。

加之に、斯うした微弱な、無抵抗力の大衆を指導するところの、

指導團體も亦た無力

であつて、且つ常に官憲の監視、抑壓を受けつゝあるのであるから、到底、

正々堂々の陣を張つて資本家と持久戦を行ふ

ことは出来ないのである。

故に、彼等が労働争議を指導する方針は、

即決主義

即ち、多少の犠牲を忍び、社會一般の非難を排しても、

可成的速かに争議の解決終局を見る

ことに向つて、大衆を指導しやうとするのである、

現に上記三つの労働争議をリーダーした、

〇〇〇〇と稱する左傾的の團體は、經濟的に、無力薄弱な團體である

さうであつて、總ての場合に於て、

持續力の乏しい

ものである爲めに、何處の争議にも、例の即決主義を執つて、

暴行の便道に依つて、一日も早く終局を告げやう

として、危険な暗示、若しくは指導を、争議團員に與へるのである。

ところが、上記の如く、解雇を覺悟し、忍べる丈け忍んだ末の、

堪忍袋の緒を切らした彼等争議團員

であるから、一の暗示にかゝつても、それが、

十の實行となつて發現する

のである。

斯うして、彼等の暴行は狂惡化し、争ふべからざる警官を傷害すると云ふ様に、全く常軌から

脱線した様な暴舉を敢てする

次第なのである。

多木の騒ぎの時には、社宅の屋根に上つて、屋根瓦を剝がしてそれを、

警官の頭上に降らし

て、二十何名の負傷者を出し、又た北中争議の時には、各人が女房や子供の搬んで來た

石油罐三杯宛の大石を叩きつけ

て十數名の負傷者を出したと云ふことである。

現在の争議の悪化し、兇暴化する理由は、大体上記の如き、

弱者の暴力

であると吾人は認める次第であるが、彼等をして、

茲まで到達せしめた

ところの、責任の一部分は、資本案側に於ても、確かに、

負はなくてはならぬ

ものであると、吾人は考へるものである。

されば、單に彼等の兇惡を罵り、指導團體の無法を惡むよりも、寧ろ自ら靜思反省して、

自己の過失を悔ゆる

の態度を、資本案、工場當事者の方々に執つて頂きたいと吾人は希望するものである。

これに就て、吾人の知れる良い例話がある。それは、眞宗本願寺派の僧侶

河野一幸師

と云ふ方から聞いた實話であるが、此の方の信徒に、大阪今宮の、

石田ゴム工場

と云つて、百名ばかりの従業者を使ふ工場の事業主があつたが、中々の信仰家で、常に眞宗の安心アンシンを聞いて、尊佛報謝の日送りをして居る人であつたが、此の工場に賃金問題から争議が起つて、労働者側は例のテロリズムの戦術に出て、工場主の私宅の玄關に數名の團員を座り込ませ、又た工場を占領して事務員を追ふと云ふ如き、正常ならざる手段に出たのであつた。

石田場主は、斯うした争議團側の非行に立腹し、居を親族の家に移して、團員に其の行衛をくらまして仕舞はれたのであつた。

さうして一ヶ月ばかり未解決で此の争議が続いたのである。

河野師は、工場を占領して氣勢を擧げて居る爭議團員が、生活の資に窮して困つてることを聞いたので、最早や打棄てゝは置けぬと、石田氏のかくれ家を訪問して云つたのである。

「あなたも豫て聞いて居られる通り、此の世の中に現れて來る總ての事は、皆な、

自分の業ゴツの現れ

であります。今回の工場の騒ぎも、やつぱり貴君の業の爲すところでありますから、あなたが解決しなかつたら、何人も解決し得る人はないのであります。然るに肝心の其の當人である貴君が、こんなところにかくれて居られたのでは、社會に對し、家の方々に對し又た爭議をして居られる従業者の人々に對しても、貴君は大きな罪を重ねて居られる理由であります。

何うか速かに自宅にお歸りになつて、自ら事件の解決にお當りなさい。」

と忠告したのであつた。

すると、石田氏は靜かに考えた上、

『御忠告は有り難う御坐いますが、今私が出て行つたのでは、彼等の反抗は一層ひどくなつて、何んな暴行をやるか分りません。もうしばらく隠れて居つて、彼等の弱るの

を待つて出て行つて厳しい處分をした方がよいと思ひます。』云々

と云ふのであつた。

此の隠れ家の主人である親族の人も、これに賛成して、今出て行く危険を主張するのであつた。

河野師はこれに反對して、

『貴君が彼等の行爲を憤つて、厳しい罰を以て報ひてやらうと云ふ如き、

業ゴツに業ゴツを重ねる如き恐ろしい成心を抱いて出て行かれる

ならば、成程貴君の案じられる様な、暴行を加へるかも知れません。

しかし、貴君が、

御佛が我々の罪を許し給ふ如く

大慈悲心を以て出て行かれるならば、彼等の害心は必ず消へて、貴君を、失ふた親を見出した如く、喜んで迎へ、事件は忽ち解決するでせう。

何を云つても、永い年月、使ふ人、使はれる人として、つきあふて來た、因縁淺からざる仲ではありませんか。他人と他人との争ひとは違ひますから………。』云々

と云ふ意味を、懇々と説かれたのである。

これ聞いた石田氏は、忽然として夢の覺めた如く大悟したのであつた。

『イヤ、分りました。私が間違つて居りました。自分の業を自分で受けやうとせず、他人に嫁して居りました。さうして人様を騒がせ、貴僧に迄御心配をかけまして、誠に申譯け御坐いません。』

これでは、今迄聞かして頂いた佛教の御法も全く何の益にも立たぬ次第でした。お教示に従いまして、直ぐ様歸りまして、自分の手で爭議の解決を致しませう。』云々と誓はれたのであつた。

河野師は一方ならず喜ばれた。さうして堅く其の實行を勸めて置いて辭去せられたのであつた。石田氏は、親族の人々の止めるのを振り切つて、タクシーを飛ばして工場へ行つた。

工場を占領し、革命歌を高唱して、氣勢を擧げて居た爭議團の人々は、石田工場主の、

慈愛に輝く和いだ顔を見る

なり、恰もなつかしい父親の顔を見出した兒の様に、思はず、

ワーツと歡聲を揚げ

て喜んだのであつた。

さうして、永いこと續いて居た、サシモニ困難な爭議も、

双方の互譲に依つて、即日解決

したのであつた。

さうして、其の翌日からは、久しく消えて居た煙筒の煙りが盛んに立登つて、調訂の官吏や、應援指導の勞働團體の人々を、

アツと驚かした

と云ふことである。

此の自己の作り出した

『業』を自己に於て解決しやうとせず、他人に轉嫁しやうとする

ところに、總ての爭議は起り、又たそれが紛糾して、遂には、

兇暴化する

のである。

此の石田ゴム工場の事例こそ、現今の資本家、事業家に好箇の研究反省の資料を提供するものであると思ふのである。

然るに多くの資本家、及び其の代理者たる常事者は被傭人の反抗を憎惡することが餘りに激しく自己を反省し、緩厚な態度を以てこれに對することが出来ないものである。

爲めに、労働争議は甚しく激化して來た。始めは労働者對資本家の争ひの様に見えて居るが、やがて此の闘争の對手は變つて行つて、

労働者對官憲

若しくは、

労働者對第三者

となり、さうして急ち、亂闘、投石、

流血の惨事を仕出來す

如き、極端な騒動を起すのである。

現に上記の、

多木製肥所の争議

の如き、又た姫路市外の、

北中製革所の争議

の如き、更に倉敷市の、

倉敷絹織會社の争議

の如き、皆な此の極端な激化の事例であつて爲めに社會を騒がし、警察の手續を煩すこと誠に多大であるのである。

さうして、其の結果は、常に多數の犠牲者を出して、さらぬだに過し難き世に、

職を失ひ、生命の綱を絶たれて路頭に迷ふ

憐れむべき、失業者群と、國の法に罪せられて、鐵窓に呻吟する人々を生じつゝあるのである。

斯うした恐るべき争議激化の原因は、抑何に依つて來るのであらうか？

資本主側の人々、及び工場管理の側に在る人々は、簡單に、

争議を指導する組合側の方針の誤れること

に、其の罪を歸しつゝあるやうであるが、吾人の見るところに於て、必ずしもこれだけを以て片づけ難い複雑な事由が伏在して居るのではないかと思ふのである。

殊に、近來の争議をして斯く激化せしめる、最大の原因は、

資本主側の態度の硬化

を、第一の主要事項として數えなければならぬと思ふのである。

「吾人は茲に少しく公平に見た此の間の消息を記述して、以て、

労働管理者の方々の反省を乞ふ

と思ふ次第である。

近來の労働争議を激化せしめる、最大の原因であるところの、

資本家側の態度の硬化

と云ふのは、其の争議の原因の如何を問はず、多年恩誼を受けた、

事業主に對して弓を引いたことを憤怒

して、其の要求の總てを拒絶し、組合運動よりの脱退を強要し、重なる人々を、

假借なく解雇する

と云ふ如き、嚴格 強硬な處置を執り、毫も、彼等が多大の犠牲を拂つても、

斯くの如き行爲を敢へてせざるを得なかつた事情

に就ては、考慮してやらない、

無寬恕、冷酷の態度

が彼等の態度をして、自然に斯くの如く、激化せしめるのであらうと思はれるのである。

さうして斯うした無寬恕、冷酷の

鐵の如き感情

は、多年の恩誼を施して來たにも不拘、僅かの事由から、其の、

恩に背いて主に弓を引く

と云ふことを憤怒する感情と此の要求を容れてやつたら、今後、

如何につけ上るかも知れぬ

と云ふ政策的の考へから起り來るのであつて、此の、

鋼鐵の激情

が資本家側の眼を眩して、彼等が斯くの如き争議を起した、最近の事由を殆ど見ることが得せしめないものであつて、其の現在の事情は何うあらうとも、兎に角争議を起し、

多數者の勢力を用ひて要求をした事がいけない

と断定して、急に、

強硬な態度を以て對抗する

から、彼等は心ならずも硬化し、激化して、

勢の赴くところ常規を逸した不法行爲を敢てする

に至るのであつて、此の憤怒の爲めに事物の真相をして直視するの明を奪はれる
と云ふことが、斯うした、

資本家側態度硬化の理由

であるので、さうして此の鋼鐵の態度が、爭議團側に影響して、彼等の感情を、
激化せしめる

のであつて、感情の赴くところ、警官に反抗し、若しくは、

飢餓同盟を行ふ

と云ふ如き、常識を以て考えられない、

自殺的行爲を敢てする

に至らしめるのである。

明治大帝の御製に、

罪あらば我をどがめよ天つ神

民は我身の生みし子なれば

と云ふがある。

吾人は此の大帝の大御心の表現である、有難き御製を

大方の資本家の方々

に贈らうとするものである。

勞働者の忘恩的反抗は、其の親であり、家長であるところの、

事業主の責任

であるのである。

彼等の反抗に對して、其の、

忘恩、背徳を憤怒する前に、先づ自己の不徳を反省すべき

であるのである。

然るに、大抵資本家は、自己の責任を省るところでなく、

事件直接の原因たる現在の事情をも直視することさへ出來ず
して、直に激怒して、反抗者の、

肉を食ひ、骨を嚙んでもあきたらぬ程に彼等を憎んで、

解雇と云ふ嚴罰

を以て彼等に臨まうとするのである。

茲に、彼等の、

捨てばち的の反抗

となり、これを妨げる官憲に對する、

暴行となる

のである。

吾人は資本家側の人々の、三思を希はざるを得ないものである。

次に少しく労働爭議の起る原因、及び其の緩和策に就て論じて見やうと思ふのである。

第二節 労働爭議防止策の根本義

労働者の自覺が進んで来て、少しの誘因でも直ぐに、

労働爭議

が勃發して、大事を醸し、勞資双方共に非常な困難に陥り、容易に解決出來ない様な、葛藤を生じ易いのである。

さうして、一度此の爭議を起すと、其後は勞資双方共、互に一種の不安の感情を以て對手を見るが故に、到底従前の如き、

平和を回復する

ことは困難になつて、何となく、面白からざる心持を抱いて、相對峙する事になり、一寸した事にも直ぐに苦情を唱へ、爭議を起す事になり勝ちであるのである。

故に、まだ左程勞資間の關係の、甚しく行きつまつて居ない今にして、出來得る限り豫防策を講じて、爭議の發生を防止すると云ふ事は、資本側特に直接工場の經營に従事する、

工場當事者

の當に爲すべきの要務であると思ふのである。

我國近來の労働爭議に際して、此多くの工業が、其傳染の自家工場の職工に及ばん事を恐れて、種々の防止策を行ひ、平和の維持に腐心した折りの、彼等の態度を観察するに、

飽く迄も自家の利益を固守し、既に得つゝある特権を失ふまいとして苦心しつゝある態度が極めて顯著に見えるのである。

嘗て吾人はこれに就て云つた。

『工業家達らが、眞に今日の争議を憂へてこれを速かに終熄せしめやうと思はるゝならば、何よりも先づ第一に、

自己の利益を固守しやうとする思想を全然抛ち、眞に労働者と利害を願つ心持になり

さうして彼等の爲めに満足の出來る様な施設をしてやらねばならぬのである。』云々と、吾人は今も尙ほ力強く此の意を主張せんとするものである。

工場主側、資本家側の、

既に得て居る特権

なるものが、極めて不公平な、不正義なものであればこそ、労働者がこれに反抗し、これを打破せんとして、所謂、

労働紛争

を起すのである。

然るに、此の争議の基本である處の、特権は飽く迄もこれを維持しやう、しかも労働者と協調を仕て行かう、と云ふ如き事を望むのは、恰も、

火藥を抱いて火事を救はふ

とする様なもので、到底、眞の平和を來す事は出來ないのである。

故に、今後に起らんとする労働争議に對して、眞に有効なる

防止策を樹立しやう

とするには、先づ第一に、

從來の資本主義的我見から離れて、公平に労働者と資本家との立場を考へて見る事が肝要であるのである。

さうして第二には、

現今の世界の風潮と、我國の實情とを考へて見る事と、第三には、

争議の起る原因を研究して、これが對策を講ずる事

の三つは、根本的の條件として肝要であるのである。

此の三項の條件を備えて、さうして後に確立された方策でなければ、到底眞に有効な、

争議の豫防策

とは云へないのであるし、又た實行上の効果も、必ず不確立である事を免れないのである。

斯う云ふ風に公平な立場に立つて、勞資の關係を眺めて見ると云ふ事は、

従來の、

資本主義的習慣

に慣れて、自然に資本家擁護に傾いて居る工場當事者には、決して容易ではないのである。

何うしても、

『資本家は支配者の地位にあるもの、勞働者は服従を以て道徳とすべきもの』

と云ふ考えが主となつて居るから、争議を起した職工に對しては、

『怪しからぬ奴等だ。官權を以て壓迫して仕舞へばよいのだ』

位に考へて、毫も彼等の勞働運動に對する理解がなく、

何故に生計上の危険を冒して彼等が騒ぐのか

と云ふ事が、分らぬ人が多いのである。

されば、今全然此の資本主義的見地を捨て、公平の立場に立つと云ふ事は至難である、けれども多少不純ではあらうが、兎も角も自己の地位から離れて、現在の勞資の關係を考へて見るがよい。

其所には驚くべき、

社會的不公正

と云ふ事實の存在しつゝあるのを發見し得るであらう。

此の社會的不公正を云ふのは、

一方には遊びながら衣食の配慮を、毫も要せぬ特權階級があるのに、一方には夜に日を繼いで働きつゝあるのに、衣食に窮して、飢寒に泣きつゝある無産階級がある

と云ふ如き不公平な事實や、更に又た、

祖先から譲られた資本を出すのみで、毫も働かない者が、肝心の働く者を支配し利用しつゝある

と云ふ不合理、及び、

其資本と勞働の共働作用の結果生じた利潤を、働かない資本家の方が自由に、多く占

有して仕舞つて、働く人の方は當てがい扶持に甘んじて居なければならぬ

と云ふ如き不思議な事實やは、明らかに不公正であり、不條理ではあるまいか？。

彼のカントの云つた。

『總ての人を目的として取扱ひ、手段として取扱ふべからず』

と云ふ道德格率や、或はアントンメンガーの云つた。

『總ての人は生存權を主張する事を得る』

と云ふ言葉が眞理であるならば、斯の如き、

少數の資本家の營利の爲めに、多數の人々が手段として利用せられつゝある

と云ふ事や、

過長な勞働に服しながら、尙ほ充分に人間らしい生活が出来ぬ。

と云ふ如き事は、明かに、

社會的不公正

であるのである。

此の不公正を打破して公平にし、失はれた生存權を主張しやうと云ふのが、今日の勞働運動の、

根本眞因

であるのである。

されば、勞働者の運動を理解し、其眞因たる此の、

社會的不公正を改めて公正ならしめる

と云ふ決心があつてこそ、始めて、

勞働爭議は眞に防止し得る

のであつて、現今の多數の工場當事者の如く、

勞働爭議を彼等の暴舉

の如く忌み嫌ひつゝある如き、舊來の立場に囚はれた思想を固守して居つたのでは、如何なる、

施設、方策を實行して

も、其動力は極めて微弱なのであつて、到底永遠に、

勞資間の平和を保全する事

は出来ないのである。

以上の如き、社會的不公正が存在しつゝあるに加へて、現今の世界の大勢は、所謂、

『最大多数者の最大幸福』

を基本とする、

民本的時潮

が滔々として全世界を風靡しつつあるのである。

彼の佛蘭西革命に依つて叫ばれた、

自由、平等、博愛

の三標語は、世界大戦に依つて、

支配的軍國主義

の全く崩壊するに至つて、始めて事實に現れ、力強く主張さるゝ様になつたのである。

對獨講和條約の宣告は、

『世界の眞の平和は、社會公正に基く』

と云ふ、民本的の絶大の叫びであつた。

此の大洪水、大嵐の以後、歐米の天地は、全く少数支配者の抵拮を脱して、多数者の幸福を基本にする風潮が勝利を占むる様になつたのである。

殊に勞資の關係は、甚しく勞働者に有利となつて、資本家の讓歩を要する事になつたのである。米國の大銀行家、バンダーリツプ氏は、此の狀況を述べて左の如く云つて居る。

『恐らく勞働問題に就ての、歐洲資本家の態度の變つた事位、戦争が歐洲人の精神上に與へた結果としての顯著なものは他にあるまい。歐洲に於ては、勞働者の不平不満に對し、資本家は其根本問題に就て研究を進めやうとして居る。

さうして彼等は、勞働者に『經營參加權』を與へんとする如き、全く新しい待遇を許さうとする寛大さを示しつつある。』云々

と述べ、更に、

『歐洲の資本家は、彼等が從來抱きつゝあつた、舊き見解を捨て、斯問題に對して非常に進歩した、人間らしい態度を執るやうになつた。

さうして彼等資本家の心中には、此の事に就て都合よく、圓滿な解決を得るには、資本家が單に讓歩するのみでもなく、此の兩者が眞の了解と協同を爲す事に依つて、始めて爲し得るものである。しかも此の事の實現は、決して空想でない。と云ふ事が確く信ぜられる様になつた。

ど、歐洲資本家の黎明を祝賀して居るのである。
斯うした進歩した、

歐洲資本家の思潮

は、大戦の結果、世界に行き渡つた、

民本的思想の成果

であるのである。

今や歐米の労働者は、

社會公正の主張

を頭に振りかざして、勇しく、立派に堂々と、

健闘しつゝある

のである。

現に英國の大禍根である。彼の、

炭坑々夫の同盟

が、何故に彼の如く力強く、勇猛に健闘するのであるかと云ふと彼等の主張の根柢には、

確乎たる正義の存在
がある故である。

今其首領として有名な、**ロバート、スマイリー**が、炭坑國有調査會に於て、**ウエルス**の炭坑持主
ノーサンバラント公爵を訪問して、一言の答辯も出来ない様にした、有名な問答を擧げて見やう。

スマイリー曰く「何人が貴下に炭坑の所有權を附與せられたのでありますか?。」

公爵曰く「國王陛下が遠き昔、我等の祖先に賜つたもので、私はそれを相續し
たものであります。』

スマイリー曰く「抑も、國王が諸候に土地を賜るには、其條件として諸候は國家を護
るべき兵備を負擔し、民下を愛撫し、領内の住民の安全を保證すべ
きものであつた事は、貴下も御承知でありませう。』

公爵曰く「ハイ、知つて居ります。』

スマイリー曰く「さて、更めてお尋ね致しますが、貴下は今御所有の土地なり、炭坑
を經營なさるに就て、何れ丈の義務をお盡しになつて居られます
か?。」

公爵曰く「他人に貸してあります。」

スマイリー曰く「貴下は御存知ないかも知れませんが、貴下の御所有の坑地に属する坑夫の住居は、世の多くの惨めな住居の中でも殊に惨めなものであります。貴下はそれに對して責任を感じませんか。」

公爵曰く「他人に貸してある土地ですから、私の關する處ではありません。」

スマイリー曰く「私は人間として貴下にお話いたします。貴下は其土地の所有者として、地代を取立て、それに依つて豪華な生活をなされつゝあるに反し、其地上地下に居る人民は、惨めな状態に捨て置れてある。それで他人に貸してあるから責任が無い關する處で無いと云はれますか、それで國王に對し、祖先に對し、將た國家に對して、濟むと思ひますか？」

公爵「……………」

スマイリーの主張は高調に達したのである。流石の公爵も、此の

大正義

の前には黙せざるを得なかつたのである。

しかしながら、思へば、

スマイリー彼れ何者ぞ

國語さへ正しく語り得ぬ程の無學な坑夫上りではないか、

ノーサンバランド公爵彼れ何者ぞ

人も恐る、英國最高の榮爵を擔ふ、大公爵ではないか、昔しならば一喝の下に威服して仕舞へる、弱者と強者との取組である。

しかも、正義の主張の前には、強者返つて弱者に向つて、沈黙しなければならぬと云ふのは、これ時代の力ではあるまいか。

正義の威力の前、公正の主張の下には、舊來の傳統的權力の如きは、全く、光輝を失ふたのが、今の、

民本的思潮

の趨勢であるのである。

斯うした世界の大風潮の中に、我國の資本家のみが獨り、

主従關係

五二

と云ふ舊套を守りて、資本主義的利權を主張しやうとするのは、餘りに、時勢を知らない愚擧であるのである。

我國の資本家たるものは、三思しなくてはならぬのである。吾人は久しき以前より、

「我國には我國特有の労働事情あり、又た問題解決の秘鍵があるのである。敢て歐米の方策を學ぶの必要はない」と主張しつゝあるものである。

さうして今も尙ほ、此の主張の大部分を保持しつゝあるものである。

何をか、我國の特異點と云ふか？、と云へば、

一 我國には専門の職工、即ち工場労働者極めて稀れにして、農民の子女の一時的に出稼ぎするもの甚だ多き事

二 我國の工場労働者中、過半は女子にして、男子は其十分の四に過ぎざる事

三 我國の労働者は、國民的性情たる、感激性に富める事の三事であつて、此の三つの事が基本となつて、極めて、

複雑なる問題

を起しつゝあるのである。

されば我國の労働問題は、頗る、

變態

であつて、歐米の斯問題とは、大いに其趣きを異にして居るのである。

けれども、尙且一部分に於ては、

世界的思潮の影響

を受けつゝあるのであるから、我が國の労働問題解決法は、少くとも、

一 我國特殊の事情を察し

二 世界の風潮に従ふ

と云ふ、二つの事を調和せしめて、始めて完全な方策が定まるのである。

しかも、其方策の基本は、我國民性の特點たる、

鋭敏なる感激性

を、巧みに善用する事であればならぬ。

これ確かに、

我國労働問題解決の秘鍵

であるのである。

抑も此の、

日本國民の感激性

は、我が國民國家結合の要素であつて、又我國發展の原動力とも云ふべきものである。總ての邦國が皆な、半ば亡國の状態に在る東洋に於てひとり我が、

大日本帝國

のみが、國運隆々として、世界の強國たる位置に進んだのは全く國民に此の感激性、即ち吾人の所謂、

『日本我』的血液

の流れつゝある爲めである。

故に此の我々國民の身体中に流れつゝある熱き血液は、最も貴く、最も高き、我國家の至寶であるのである。

我國民の間に起る總ての問題は、此の血液の自覺に依つて、容易に解決し得べき筈であるのである。

國民間の争闘 例之ば政黨間の争ひの如き、若しくは労働紛争の如きは、皆な此の同じ『日本我』の血液の流れつゝある事を忘れた結果に外ならないのである。

一度、此の高貴の血液の、總ての日本國民の体内に生きて流れつゝある事を自覺したならば、主義の争ひ、利害の紛紜の如きは、遙かに超越して、心と心の接觸を來し、互に、

春風駘蕩

の平和を招徠する事が出来るのである。

しかしながら、國民の長所はやがて國民の、

短所である

のである。

此の鋭敏なる感激性が、一度逆まに反撥する時は、

一身の滅亡を顧ずして力に反抗する事になるのである。

彼の近來處々に起る労働爭議に於て動もすれば、

流血の惨

を見る程に極端化するものは、全く此の敏感性の發露であるのである。

斯く我國民性は、これを善導すれば、

「人生意氣に感ず、何ぞ成否を顧みんや」

とか、

『士は己れを知るものゝ爲めに死す』

とか云つた様な、意氣を振ひ起して、國の爲め、君の爲め、人道の爲め、將た他人の爲めに、自己の利害も、生命をも、顧みずして盡瘁するのであるが、一つこれが逆まに反撥すれば、威力に恐れず、脅迫に屈せず、飽く迄も反抗して止まないものである。

故に、我國民の指導、監督に任ずる人は、此の性情の、

善導と云ふ事

を心懸けて、如何なる場合にも、

これを激して反撥せしめる

と云ふ如き事の無い様に力めなくてはならぬのである。

しかも、此の國民の性情を善導するには、

至誠を以てこれを導く

のでなければ、到底これを動かす事は出来ないものである。

詐りの温情、政略的の優遇、心にもなき奨勵法の如きは、決して我が國民の感激性を動かし得るものではないのである。

然るに、我が國の資本家は、動もすれば、

『今は我國々事多端の際であつて、國民は上下協力一致して、國家の爲めに盡さなければならぬ時である。中々労働爭議などをやつて、國家の産業を萎微疲弊せしめるべき時でない』

と云つて労働者の労働運動を妨げ、防がうとするのである。

此の言は、其資本家の國家を思ふ、

忠誠の念

の如何に依つて、有効ともなり、又た無効ともなつて、
反つて彼等の反感を招く
事にもなるのである。

即ち、其資本家が、真に國家を憂へて、國の爲めに盡さうとする、
誠心の厚きもの

があるならば、此の言は、

労働者の肺腑に徹して、感激を起さしめる

の効があるのである。

然しながら、若し其資本家に、國家を思ふ念慮が無くして、

愛國の假面を被つて 自己の利益を擁護しやう

と云ふ如き、野心があるならば、決して我が國民の心は動かぬ、反つて、

「馬鹿にするない」

と云ふ反感を起して、反抗心を挑發するものである。

されば、我國の工場當事者は、必ず、

身を以て下を導く

と云ふ如き赤誠を有たなくてはならぬのである。

要するに、我國の労働問題は、

我が國情と世界の大勢とを參酌し

て、解決法を考定し、さうして其方策の實施には、根本思想に於て、

赤誠を以て國民性を導く

と云ふ心得が無くてはならぬのである。

斯の如く、

- 1 社會的公正
- 2 世界的風潮
- 3 我國の實情

の三つを考える事の外に、尙ほ此の労働争議の防止策には、

争議の起る原因を究めてこれに對する方策を立てる

事が必要であるのである。

吾人は左に、其の原因として數ふべき、十項の事柄を擧げて見やう。
抑も労働争議の起る原因には、深く潜在する、

根本原因

とさうして、差し當り事件を勃發せしむる、

誘因

とがあるのである。

此の中根本原因と云ふのは、久しき因習と、時代の趨向とに依つて、不知不識の間に養はれて、労働者の思想の裡に、深く潜在して居て誘因の縁に觸るれば、忽ち發動して、

活動となる

處の、恐るべき力であるのである。

吾人はこれを數えて、

- 一 個人の人格を尊重せず、總て工場主側の意のまゝに、労働者の身心を支配しつゝ、ありし主從的の舊慣

- 二 事業利潤の分配極めて不公平にして、且つ不景氣の場合に於ける影響も亦労働者に對しては比較的甚しき事

- 三 階級的意識の發生せる事

- 四 上下の間に意志の不疏通ある事

- 五 多數意志の無視抑壓され勝ちなる事

- 六 過激なる外來思想の傳播せる事

- 七 生活上の不安不斷に存在する事

- 八 前途の希望少き事

- 九 生活の物質的に偏傾せる事

- 十 人格的感化の絶無なる事

の十項とするのである。

以下これに就て、大略説明して見るならば、先づ第一の、

人格の不尊重

と云ふ事は、既に述べた通りに、各自の意志より以外に支配すべからざる貴き個人の人格を、工場

主の利害的觀念に依つて、恣まゝに支配して、労働契約の如きも、片務的に工場に都合よき事のみを強い、總ての場合に於て、絶対服従を強制して來た、永年の因習が、労働者の時代に促された覺醒に依つて、臆氣ながらも覺知され、これを打破しやうとする、反抗的觀念の發し來れることである。

此の自己の人格の尊嚴に對する、回復の爲めの奮闘は、歐米の労働運動の基調を爲して、幾百年の久しき、刻苦奮闘を續け來つて、十年にして一壘を抜き五十年にして一城を陥すと云ふ工合に、労働者の權利を全く皆無の、

奴隸的地位

から現今の有力なる、民主主義の時代にまで進めて來たのである。

我が日本の労働者は、大多數は未だ舊時代の習慣に引づられて、自己の人格的立場を省みるものは少いのであるけれども、萬一彼等が眞に自己の立場を自覺したならば、上述の如き、

鋭敏なる感激性を有する

國民であるから、其反抗は極めて恐るべきものがあるのであらう。

否、これは將來の問題ではない、

のである。

曉の鐘は既に鳴りつゝある

彼の大阪 神戸、に於ける近き労働爭議、乃至横濱、東京に於ける騒ぎの如きは、既に斯うした舊來の陋風に對する、彼等が、

革新の主張

とも見るべきものであつて、決して従來の如き、單なる、

賃銀引上げの運動

ではないのである。

現に、近來の爭議に於ける、彼等の要求條項の第一項にある、

団体交渉權の確認

と云ふ條項の如きは、彼等が

個人として單獨にては、到底資本主と對抗して、同等の地位に立つ事が出來ない

と云ふ事を自覺し、

團結の力を以て權利の主張をしやう

と云ふ、最も有利有力な地歩を得やうとするので、つまり、

人格の主張

の一變形に過ぎないのである。

以上の如く、既に彼等の一部分は覺醒しかつて、從來失はれ、蹂躪せられて居つた

人格の回復主張

の爲めに、勇ましく戦はうとしつゝあるのである。

資本主側に於て、此の形勢に鑑みて、早くも彼等を、

賃銀奴隷

たる、從來の境遇から解放して、彼等の人格を確認し、

自由の公民

として、彼等を待遇したならば、幸にやがて必ず、

來るべき勞資の争闘

を防ぎ得るのであらうが、若し、

舊慣に囚はれて、相變らず勞働者の人格を認めない

ならば、將來の、

戦闘の猛烈さ

は、實に恐るべきものがあらうと、吾人は憂慮に堪えぬ次第であるのである。

第二に、

分配の不公平

と云ふ事は、最も手近な争議の原因を爲すものであつて、如何なる場合も勞働者を起たしめる、一因由を成すものである。

即ち、

事業が隆盛であつて、利潤の多い時には、資本主は可成的多くの利益配當を得やうとし、勞働者は又た出来る丈けの公平な分配に預らうとする。

ので、茲に激しい、

争議を生ずる

のである。

これに反して、

事業が不振を告げ、損失を生ずる場合に於ては、資本主は其損失を可成的少くしやうとして、事業の縮少、労働者の減員を行はうとし、労働者は失業の悲惨から免れやうとして奮起する。

ので、茲に又た激しい、

争議が起る

のである。

彼の大正八年から九年へかけて頻發した、我國の同盟罷業は、前者即ち、

利潤分配の要求

に基く争議に屬し、本年大阪、神戸、東京等の各地を風靡した、大示威的運動は、後者、即ち、

失業防止並に失業手當の要求

に因る労働争議であるのである。

されば、斯うした、

- 一 利益分配の不公平を打破して、可成的公平を保たしむる事
- 二 損失の分擔公平を期して、労働者のみに失業の憂き目を見せざる事

の二つは、労働争議を防止する方策として、

極めて必要な事項

であるのである。

第三に、

階級的意識の發生

は、從來我國の工場労働者は、多く、

田舎出の一時の出稼者

であつて、未だ、

職工とか、労働者とか云ふ特殊の階級

が、無かつたので、従つて、

階級的意識

と云ふ如き、資本主に對する反感は皆無であつたのである。

然るに我國の工業も追々發達して、

粗造的工業より精巧的工業へ進む

に伴ふて、其事業を以て終生の職業とする處の、所謂、

熟練職工

が生じて來て、従つて、

職工と云ふ階級

が、社會に數を増して來たのである。

さうして一方、工業の組織も漸く大となり、複雑となるに従つて、

管理者、並に補助管理者

と云ふ如き、専門の職分も出來て、

規律的に労働者を指揮監督する

事となり、自然、

義理人情を没却して規則づくめで人間を支配しやう

とするやうになつて來て、

階級とか職權とかを喧しく云ふ

事になつて來たので、次第に、

のである。

ところが、此の階級的の意識と云ふものは、

勞資協調の根本的障礙物

であつて、此のものゝ介在する間に、

事毎に反感を起し易く

して、どうしても圓滿な調和が望めないのである。

故に、此の、

階級的意識を勢の趣くまゝに放置して發育せしめ

たならば、

労働爭議を防止して、産業界の平和を保つ事は不可能

になつて仕舞ふのである。

然るに幸に我國の國民性は、斯うした、

階級的隔意の發達を防ぐべく都合よく

出来て居るのであるから、今にして資本家側、若しくは、

工場當事者

にして、此の點に注意して、此の隔意の發生成育を防いだならば、

永く事業界の平和

を持続し得る事は、決して、

空想では無い

と吾人は思ふのである。

第四に

上下意志の不疏通

と云ふ事も、上記の如く、

工場組織が大規模的となり、幾千幾萬と云ふ多数の人数を使用する

こととなつて、自然資本家並に工場の主腦經營者と、労働者との間に介在する處の、

中間職員

が多数になり、其組織が複雑になつて、上の命令、訓示が、労働者に傳はり、又はは労働者の要求

が主腦者に傳達さるゝまでには、

數段の階級を経なくてはならぬ

と云ふ事の爲めに、此の兩者の意志が、

眞直に疏通せぬ

と云ふ結果を生じて、従つて、

種々の説明や、疑惑や、悪感情などが生ずる

事になり、思ひも依らぬ、

紛争などが起り

又は、

僅かな紛議が大事になる

と云ふ如き、面白からぬ事になり勝ちなのである。

されば、此の、

上下の隔意

を除き去つて、双方の、

意志を疏通せしめる

七二

やうに計る事は、労働争議を防止する上に、極めて必要な事項であるのである。

第五に

多数意志の抑圧

と云ふ事も、上記の如く、労働者の人格を尊重せず、

『頼らしむべく知らしむべからず』

と云つた態度を取つて、總ての事を、

経営者、管理者等の少数者の意のままに決定し

て、それを、

多数の労働者に強制し

て來つゝあつたので、彼等は陽には其勢力に壓せられて、黙して服従して居つたやうであつたが、陰には常に、

不平不満の情を抱いて居つた

のである。

斯うした不平不満が、外部からの煽動や、團結の力を得る事や、又は、

抑壓の程度が餘りに激しくなる

如き場合には、勃發して、

猛烈な争議

を起す事になるのである。

故に少数者の意見に依つて、總ての事を決定し、毫も多数の意見を顧みないと云ふは、労働争議の原因となる弊態であるから、これを斷然改めて、

工場の経営上、特に職工に對する施設には、彼等多数の意見を參酌する

と云ふ事にしなかつたならば、到底、

争議を防止して、平和を保たしめる

事は出來ないのである。

第六に

外來思想の傳播

と云ふのは、

サンデイカリズム

だとか、或は、

ギルドソシヤリズム

だとか、乃至は、

ボルセヴィキ

だとか云ふ、外國に於ける新しい思想、特に過激な思想が、新しがりやの學者に依つて紹介され、それを、

人目を驚かして雑誌を賣らうとする

如き、商略第一の雑誌が掲載して、工場労働者の眼にも觸れ、又た、

自己の名を賣つて爲めにしやうとする

如き、所謂『労働運動家』が、労働者町へ來て、

演説會若しくは講演會

を開いて、斯うした過激思想の宣傳を行ふ爲めに、漸々に斯うした新しい思想が彼等労働者の頭脳にも滲み込んで行くのである。

ところが、智識が未だ甚だ低級であつて、

正しい事と誤つた事

とを、正確に判断する事の出来ない、我が労働者の多數は、

これを鵜呑みに呑み込んで仕舞ふ

から始末が悪い、

さうして一方には、彼等を、

正しい道に指導して行く

べき善良なリーダーが無くして、兎もすればこれを煽動して、自己の名を賣り、勢力を扶植しやう

とする如き、所謂、

職業的の労働運動家

が多く存在して居るのであるから、労働者の思想を、彼等の赴くがままに放任して置いたならば、

思ひも寄らぬ過激なもの

になつて、事毎に苦情を唱え、

争議を起し易い

不良分子が多くなるのである。

さればと云つて、彼等に、

新聞雑誌の購讀を禁ずる

とか、若しくは、

演説會、講演會へ出席する事を禁ずる

とかする如き、所謂、

耳目を蔽ふ

如き事をして、斯うした外來思想の注入傳播を防がうとしても、それは現在の社會の狀態、時勢の在様では、

不可能でもあり

又た、反つて、

苦情の種を植える

事になるので、面白くないのである。

これは何うしても

彼等を指導して思想の健全なる發達を助ける事

とそれから、もう一つには、

彼等の思想を轉換せしめて、過激思想の浸入を防ぐ事

とするより外はないのである。

斯うした積極的、消極的の兩方面から、彼等の思想の悪化を防ぐ事が、労働爭議を防止する上に大いに肝要な事柄であるのである。

第七に

生活上の不安

が労働爭議の原因となると云ふ事は、云ふまでもない事であつて、近來大阪や、神戸や東京やに頻發する爭議は、其原因が全く、

一 失業を恐るゝ事

二 生活難に苦しむ事

の二箇條にあるので、其他の事は、要するに、

序に附け加へた事

に過ぎないのである。

失業に對する、彼等の憂慮も、畢竟、

生命の綱たる収入の途を失ふ

ことに依つて、

一家の生活が破壊さる

と云ふ事を恐れ憂ふるので、人間の最大事たる、

生存拒絶の恐れ

であるのである。

又た、生活難と云ふ不安も、現今の或種の労働者の如く、一方には、

不景氣に依る収入の減少

を蒙りながら、一方に於ては、

物價は其割合に下落しない

のであるから、これまた、

生存上に不安を感じる

次第なのである。

斯うした不安から脱しやうとして、彼等が焦慮するのは、誠に已むを得ない自然の勢であつて、

生さんが爲めにする人間本然の努力

であるのである。

此の勢の激するところ、

労働争議となる

のは、決して無理からぬ事であつて、これが爲めに、彼等を非難することは出来ないのである。

されば、斯うした生存問題の不安に基く、労働争議を防止しやうとするには、必ず斯くの如き、

生活上の不安

を抱かしめない様に、

一 失業の不安を絶無ならしむる事

二 生活難を出来るだけ緩和する事

の爲めに、工場当事者に於て、充分の施設をしなくてはならぬのである。

第八に、

前途の絶望

と云ふ事は、これ又た彼等の心に、
大なる不安

を興へて、其極、

自暴自棄

に陥らしめ、人心を荒ましめる恐しい事であるのである。
彼等労働者と雖も、自己の前途を思ひ、家族妻子の幸福を希へばこそ、現前の慾情を制し、上司の命令に服従して、日々汲々として働きつゝあるのである。

然るに一朝、此の

前途の光明

を失ふたならば、彼等の此の貴重なる、

自利の念は失はれ

て、其行爲は、

情の赴くまゝに馳る

と云ふ危険があるのである。

彼の労働争議の首領者が、其事の爲めに、

鎗玉に上げられ

て、工場より解雇を宣言せられた場合に、其言行が頓みに過激となつて、動もすれば、

國法に觸れる

如き程度に陥るのも、全く斯うした、

絶望の心理

の結果であるのである。

故に、彼等の精神を平安ならしめて、

労働の平和

を保全しやうと云ふには、必ず、

一 彼等に前途の希望を興ふる事

とそれから、更に、

二 其子女の前途の爲めに計る事

と云ふ、二つの事に就て、相當の施設をどこのへなくてはならぬのである。

第九の、

生活の物質偏重

と云ふのは、

『人はパンのみに依つて生き得るものにあらず』

と云ふ、千古の聖語の如く、物質的のみに傾ける生活は、人間を利己的に偏傾せしめるものであつて、

人情の美を解せず、唯だ利に依つてのみ動く

と云つた様な、野獸の如き人ならしむるものである。

現在の多くの労働者が、極めて利己的であつて、

利の爲めには、十年恩顧の主人にも弓を引く

と云ふ如き没人情も、全く、

物質的生活に荒んだ心

から發するものであるのである。

故に、彼等の生活を、

精神的、料化的

に導いて、軟かな人情と、美醜を解し得る心を養はしめる事は、これ亦た労働争議の防止上、必要な事であるのである。

第十に、

人格的感化の絶無

と云ふ事は、以上の如き種々の施設を整え、労働者を正しい、

平和安靜の心

に善導するには、必ず其指導者たるもの、

人格の感化

が伴はなくてはならぬのである。

若しさうでなくして、單に、

形式的の施設

であつたり、或は現今の資本家に依つて試みられつゝある、

自己擁護の目的に基く施設

であつたり、或は資本家の走狗たる、

品性下劣の輩に依つて行はるゝ施設

であつたりしたならば、反つて、

労働者に反感を催さしめ

て、彼の歐米の労働者が、資本家の恩惠的施設に對して持つところの、

『俺たちは何も、あいつらの恩惠や、温情なぞで生きて居やしない。温情なぞと云ふ看板で働かされて、あいつらに儲けられてたまるものか』

とか、或は、

『一体全体、温情とは何だ、手前たちが、俺たちの働いた勞力の産み出す、利潤と云ふものを横領して居るから、俺たちは食ふにも苦勞をし、子女の教育にも困るのではなにかその利潤を少しばかり、ほんの一部分だけ形をかへて、拂ひ戻したからと云つて温情も無いものだ。悪い事をする時には、黙つてしやがつてすこしばかりよい事をする時には、温情々々と廣告が大き過ぎらあ、馬鹿にするない。』

とか云つた様な、反感を抱いて、折角の施設に、

反抗の態度を執る

ことにもなるのである。

現今の我國工業界には、此の肝要な、

人格の重み

が缺乏して居るが爲めに、上記の様な、

忘恩的の氣分

が、大いに労働者の心理中に、發生混入して居る様である。

これ、近來の勞働爭議が、

對職工的施設の比較的整ふた工場

に、反つて多く生ずる、と云つた様な、不思議な現象を示した所以であると、吾人は觀察する次第であるのである。

故に、

故波多野郡是社長

の主張の様に、

「職工を善く仕やうと云ふには、社長始め、會社の事業に従事する役員全部が、先づ善くならねばならぬ」

と云ふ言葉を、吾人も亦た、力説せんとするものである。

以上の如き、各種の根本原因が、時に臨み、縁に觸れて、即ち

- 一 労働運動者の煽動
- 二 工場當事者の失政
- 三 遠因の重積

等の、誘因に依つて誘發せられて、勃發して、

労働争議

を起すのである。

故に、誘因即ち、

煽動者を接觸せしめない様にする

とか、或は、工場の、

對職工策を注意して、彼等に口實と機會とを與へない様にする
と云ふ如き、救息策を施しても、此等の、

根本原因

が改まらない中は、労働の平和は、決して確保されないのである。

労働争議の聲に恐れて、

其防止策に腐心しつゝある

一般の工業家の多數は、概して、

餘りに時勢を知らず

又た、

自己の積悪を覺らず

して、

罪を他人に嫁しつゝある

やうであるのは、吾人の大いに遺憾とする處であるのである。

これ等の争議は、決して偶然に起、たものでなくして、上記の如き、

世界的の風潮に促され

て、種々複雑な遠因が重なり合ふて、労働者の思想中に、醗酵・鬱積して居る處へ、

外部より煽動家が刺撃する

とか、或は近きあたりの同業工場に、労働爭議が起つて、それが、

流行的心理

若しくは、

模倣心理

の作用に依つて、影響傳播して來て、始めて、

點火されて爆發する

のであつて、斯うした根本原因の蓄積があつて、始めて爭議が起る次第なのである。

恰も我々の身體が、病氣になる程の健康の障礙が、既に存在して居て、そこへ外部から微弱な刺撃が來り、さうして發病すると云つた様に、

病氣の原因

は既に身體の内部に出來て居るので、其發病の縁となつた、外來の刺撃にのみ、全部の責を歸すべ

きものではないのである。

然るに、今回の爭議に就ての工業者の多くの人の態度は、恰も、

『癩病の梅毒恨み』

と云ふ、きたない俚諺の如く、

既に蓄積せる危険物を顧みずして、これに點火したるものゝみを恨む

と云ふ如き、滑稽な事を爲しつゝあるのである。

成程、點火するものが無かつたならば、

爆發は仕なかつたであらう

けれども、既に危険物の蓄積されて居る以上は、危険は其所に存在して居るので、何等かの縁に觸れ、事由に依つて、

何時爆發するかも知れぬ

のである。

されば、此の危険な火薬なり、瓦斯なりの蓄積を其まゝに放置して、唯だ

點火する刺撃を防がう

として、戦々競々たる如きは、決して、賢いやり方ではないのである。

故に、根本的に争議の根絶を計つて、

永久の平和

を希望する工業者は、拙劣な、卑怯な、

政略や手段

を弄して、

一時的に刺撃を遮断しやう

なぞと云ふ如き、小策を改めて、吾人が上に記述した如く、先づ

自己に省みて

従來の労働者優遇法の、如何に、

人間本然の要求に戻つて居た

かを知り、さうして、

労働者の不平、苦情

の、決して無理からぬ事を考え、さうして、

上記各項の争議の根本原因

を、一々詳しく研究して、

其來れる由來

と、さうして、

これを改める方法

とを探求し、進んではこれを、

實際に施し

て、漸次に、

病根たる障碍

を取除いて行つたならば、如何に、

外來の煽動者

や、流行心理の刺撃が強くとも、既に、

爆發すべき危険物が亡はれ

て仕舞つた以上は、

少しも恐しい事は無い

のであるのである。

これ、

労働争議防止策としての萬全の方策

であるのである。

第二章 労働争議防止策の研究

第一節 採用時の注意と假採用

労働者の氣分を緩和し、彼等の自由を認許して、

相互に扶助し

協同し、調和して、以て産業の進歩發展を計らうとするには、

上記の如き、

資本家並に工場當事者の覺悟

を要するのであるが、吾人は更に進んで、資本家がこの覺悟を事實に、

表現する方法

に就て、種々の研究を試み、

以て一般當事者の

御參考に供したいと思ふのである。

一 緒 言

九四

戦後世界を風靡せる、

民主主義の風潮

は、我國の産業界にも深く滲透して、來て労働者の間にも、過激な外來思想に感染して、

資本主義の倒壊を計らうとする

如き、赤色の革命的過激家が、漸く數を増しつつあるのは、争ひ難き事實であるのである。

此の時に當り、斯うした風潮の害毒を防ぎ、

労資の協調を遂げ産業の平和的發展を期する

の第一義的方策は、吾人が常に力説して已まざる、

資本家側の覺醒讓歩に依つて、労働者の人格と自由とを尊重し、協働者、良友として

彼等を優遇すること

に在る事は、言ふを俟たぬ事柄であるのであるが、しかし 斯うした、讓歩、優遇を行ふにしても、其對者が善良な人々であつて、こちらの誠意を、諒解して呉れるのでなかつたならば、眞に協調々和を爲し遂げると云ふ事は出來ないのである。

故に、根本問題として、

善い種を選んで採擇し

さうしてこれを、

善く待遇する

と云ふ方針に出でなくてはならぬのである。

茲に始めて、

協調の可能がある

のであつて、これを他にしては、如何なる方法も手段も、反つて、

彼等の反感、憎惡を強める

に過ぎないのであつて、何の効果もないのである。

故に、労資協調の根本義は、

善い労働者を採擇する

と云ふ事にあるのである。

されば、労資協和策の上に於ては、

採用時の選擇法

と云ふ事は、極めて大切な要件であるのである。

二 採擇の方法

斯う云ふ風に、勞資の協調には、

善い人を採擇する

と云ふ事が、大切な要件であるのであるから、労働者の雇入れに際しては、從來の如く、單に、能率上から見た適材

を選擇する事のみ、力を集注する事を廢して、此の協調と云ふ事からも、大いに考慮を加へ、

協和の可能な性質の労働者を採擇する

と云ふ事にも、相當の力を注がなくてはならぬのである。

然らば、吾人の所謂 協和の可能な素質の者とは、如何なる者であるかと云ふに、吾人は大体これと、

一 曾て一度も労働爭議に参加したる事無き者

二 過激なる革命的思想を抱き居らざる者

三 先天的の不平家ならざる者

四 健全なる常識を有する者

とするのである。

斯う云ふ四つの資格を備えて居る、

穩健なる種子

を採擇して、これを人格尊重、自由確認の温き空氣の中に置く事に依つて、始めて、

協調平和の芽が生じ葉が茂る

事の可能性があるのである。

然らば、更に進んで、斯うした穩健なる人物の採擇方法如何と云ふ問題に入ると、それに就ては吾人は、

甲 カード對照

乙 設問法

丙 容貌觀察

丁 常識試験

九八

の四つの方法を推奨しやうと思ふものである。

次にこれ等の方法に就て大略を述べて見やう。

甲 カード対照法

此の方法の目的は、

争議に参加したる者を見出す

にあるのであるから、先づ、

A 争議首謀者名簿カード

B 労働争議記録カード

の二種のカードを調製して備え附けて置かねばならぬ。

Aの争議名簿カードは、各地に労働争議の起つた場合に、注意して、

新聞紙に現はれる首謀者の姓名

とか、或は當該工場へ問合せとか、監督官廳へ伺ふとかして首謀者の姓名年齢を知り、これを、

其事件と共に

カードへ記入して、

イロハ分けにして保存し

て置き、同一人が他の争議に参加して、名の出た時には其カードへ其事を記入して置くのである。

Bの記録カードは、争議の起る毎に、其の、

工場名

と、事故の起つた日と、終熄した日と、事件の顛末を簡単に記入して、工場名の、

イロハ分けにして保存する

のである。

労働者が志願して来て、採用する際に、

住所、姓名、年齢、前職及び経歴の大要

を調べて、採用票に記入し、

カード係

に廻して、一應前の二種のカードと対照せしめ、其姓名の有無、及び、

争議の起つた事のある工場に、其當時に居つた事がありはしないか

と云ふ事とを、取調べさせる。

さうして、何方も無ければよいが、若し姓名が名簿カードにあれば、

同名異人

でないか否やを調査した上 同一人であれば、無論不採用とする。

又た争議のあつた工場に、其當時居つた事が分れば、嚴密に取調べて、

其事件に参加して運動を仕はせなかつたか否か

を明かにして、採否を決定するのである。

乙 設 問 法

此の方法は、問ひを設けて、志願者の思想を、

試みる

のが目的であるのである。

故に、其人物に相應して、質問を出し、且つこれに對する、其人の態度を精密に視察すべきである。

其質問の條項としては、

- 1 労働問題の意義を知れりや
- 2 資本家と労働者との正しき關係如何
- 3 近時の労働争議に就て（實例を示し）勞資の孰れに曲ありと思ふや
- 4 貴下が労働者として資本家に望むところ如何
- 5 勞資協和の道如何

と云ふ位の質問を、解り易く説き聞かせて、其答を求め、さうして、此の質問を受けた時の對者の言動、顔色に注意して、彼れが、

如何なる思意を抱けるか

を観察するのである。

故意に、何事も知らぬやうな顔をして、答えない如き者に向つては、

議論を吹きかけて、彼の本音を誘ひ出す

やうな手段も取らなくてはならぬ。

斯うして、臨機應變的の質問を出して、彼等の勞資問題に付ての思想を観察し、特に記録カードに抵觸する者

に對しては、精密なる質問を行ひ、

穩健なる思想を有するものに限つて、採用する事にすべきである。

丙 容貌觀察法

此の方法の目的は、其個人の容貌を見て

- 1 先天的の不平家にあらざるや否や
- 2 革命的の激情家にあらざるや否や
- 3 常識恒心を有するや否や

を察知するのである。

第一に、

身体が著しく瘦せて骨立ち、神経質らしい人

は、不平家、激情家であるらしい。

第二に、

頭髮や髭やの伸びて、衣服にも頭垢がたまつて居り手足も汚れて、履物も不潔な人

は、常識、恒心の無い人と見なければならぬ。

第三に、

眼の著しく鋭く人を睥睨する如き、且つ口邊に冷笑を帶ぶ如き人

は、人と調和しない性癖を有する人である。

と云ふ工合に、經驗に基いて、

人の容貌に依つて其性癖を觀破し

て、其甚しい者は、不採用若しくは、

注意附假採用

とするのである。

最後に、

丁 常識試験法

は、常識の有無を試みるので、口頭若しくは、筆記に依つて、

イ 貴下の生れた土地は？

ロ 両親並に兄弟姉妹は？

ハ 貴下將來の希望は？

ニ 貴下の學歷は？

ホ 何うして實業に志されたか？

ヘ 日本國民としての誇りは？

ト 日本國民の缺點は？

チ 日本の政體は？

リ 日本國民の理想は？

ヌ 日本國民の現下の大問題は？

と云ふ如き質問を出して、これに答えさせて見るのである。

尤もこれは、男子に對しての問題で、

女子若しくは年少男子

には、もう少し平易な課題を選んで課せなければならぬのである。

斯うして、質問に對する答を求め、それに依つて、

常識の有無を判断する

のである。

以上の如き、四種の檢定を行ひ、確實に、

穩健にして善良である

と認められたものに限る、

採用する事に決定する

のである。

三 假採用制度

以上の如き、精密な檢定を施した上で、

善良である

と確認して採用した者でも、後日に至つて、

意外の食はせ者

であつた事が分つて、困る場合がないでもないのである。

されば、これに備ふる爲めに、或る、

一定の期間

を、

假採用の期間

として試用し、彌々

善良な者であると云ふ事が確定した上

で、

本採用にする

と云ふ制度を執るのが、所謂、

假採用制度

であるのである。

此の制度は官立工場などでは、多く實行しつゝある方法であるが、これも確かに、協和の促進策としての、有効な一方法である。

即ち、一定期間の試用を経た上で、善良な者であると云ふ見定めがついた後に、本當に採用する

のであるから、外觀倒れの食はせ者を掴む如き虞れは全然無いので、

眞に善い種ばかりを得る

ことが出来るのである。

されば、労働爭議の起り易い、

鐵工とか造船とか云つた様な工場

に於ては、此の制度を執つて、一定期間の試験使用をする事が必要であるのである。

其試用の期間は、先づ、

一ヶ月以上三ヶ月未満

位が適當なのであつて、官立工場の様には、半年若しくは一年と云ふ如き、長い期間を假採用のまゝで放置して置くのは、

能率の點

から云つても、又た、

不平の心を起させない様にする

爲めから云つても、決して得策ではないのである。

此の假採用の期間は、

見習工

とか、若しくは、

養成工

とか、或はしろう人であれば、

臨時工

とか云ふ名稱を附し、始めから明かに、

使用の結果成績が良ければ本職工に採用するが、不良の場合は退職して貰はねばならぬ。

と云ふ事を、理解承諾せしめて置かなければならないのである。

さうして、此の試用の間に於ては、各部に審査員（技術員、及び上席職工を以て組織せるもの）をして、綿密に本人の言行、仕事振りを観察せしめ、其結果を、

試用カード

に記録せしめ、其期間の終る一兩日前に、其カードに就て調査し、審査委員會を開いて諮問し、然

る後ち、

採否を決定する

のである。

尙ほ、採用の試験の結果が思はしくなくして、所謂、

注意附假採用

にした者に對しては、特別に、

専任の審査員

をして、其行動を監視せしめ、普通者よりも、一層注意して、

深き研究を爲し

其結果を参照して、

採否の決定を爲す

ことに仕なければならぬのである。

四 綜

結

要するに、善良なる労働者を選んで採擇すると云ふ事は、總ての労働問題、特に、

協和實現の根本義

であるから、これが爲めには、

相當の採用法

を實行し、尙其上に、念を入れて、

一定期間の試用を経た上で、確かに善い素質の者

と云ふ事が確認された後ちに、

始めて本採用にする

と云ふ方法を取り、以て眞に善い素質の労働者をのみ雇ひ入れる、と云ふ事にしなければならぬのである。

其實行方法の如きは、募集地の状況、事業の種類、都鄙の別等に依つて、

考案決定し

て、これを用ゐなければならぬのである。

第二節 従業者に對する平和的訓育

一 緒言

善良なる素質の職工を選んで雇ひ入れる事は、

勞資協調、平和維持の根本策

である事は、既に述べた通りであるのである。

しかし、これ等善良な種も、其儘に放任して、

浮世の風に當て、俗界の垢塵に曝らして置いた

のでは、種々の悪い雜草が茂り、塞いで、

折角の良い種が成長しない

虞れがあるのである。

されば、協和の第二策としては、

善い種を善く育てる

こと、即ちこれ等の善い素質の人々には、更らに、

平和的訓育を施す

ことが必要であるのである。

此の二つの方策が、完全に行はれて、始めて、

協和的の従業者を以て工場を満たす

ことが出来るのである。

斯くの如く、此の平和的の訓育は、協和の上に必要な方法であるのであつて、工場當事者の大いに考慮を費し、努力を拂つて、案出實行しなければならぬ重要事項であるのである。

故に吾人は、茲に此事に就ての希望を述べ、以て當事者の御參考に供しやうと思ふ次第である。

二 勤勞主義の人たらむる事

平和的訓育の第一義としては、

自己の職務に興味を有ち、勤勞其のものを何よりの楽しみとし、誇りとする様、彼等を訓育して行く事

が肝要であるのである。

吾人は此の教育方針を、

『勤勞第一主義の訓育』

と名づけ、夙に其宣傳に努力しつゝある、次第であるが、サテ斯うした、自己の職業を自己の生命とする如き人を造らうとするには、先づ第一に、

職業の意義 技術等を充分に理解せしむる事

が必要である。

總て人は、自己を理解し、得意とする處には、必ず興味を感じ、趣味が伴ふものである。

自己の仕事をつらしと感じ、賤しと思ふのは、未だ其仕事の意義を十分に理解せず、技術も未熟な故であるのである。

されば、養成、補習の教育的施設を完全にして、彼等に、

1 職業の意義、使命を教ゆる事

2 職業に關する智識、技術を教ゆる事

を勵行し、さうして其結果、職務に勤勉する人々を、重く用ゐ、

勤勞の結果に厚き報酬を拂ふ

と云ふ事に仕たならば、自然に全工場の人々が、

職業に興味を有つ、勤勞主義の人々となり

他からの煽動や、誘惑に迷はされる如き憂がなくなつて、

仕事を樂む良風

が醸成される事になるのである。

一体他人の煽動に乗り、誘惑にかゝるのは、自己の生命が充實を缺いて、

精神に空虚の出來て居る時に限る

のであるから、斯うした自己の仕事を樂しみ

工場を愛する心が旺んである

場合には、其心で生命は充實して居て、他の煽動家に乘せられる様な、

空虚は全く無い

事になるのである。

斯う云ふ次第、職業教育の獎勵實施は、平和的訓育の第一條件であるから、平和を好愛し、

協和の温い空氣の中に、自工場の事業の發達進歩を計る

事を希望せらるゝ當事者は、此點に就て相當の考慮を費されん事を、吾人は切に望む次第である。

三 信仰生活の指導

人間以上の權威に、自己を任かして生活する、所謂、

信仰生活

は、人の心を軟げ、温くし、さうして又た、

人生の前途に光明を與へる

ものであるのである。

前途に光明を失ふて、暗黒に包まれた人心程、

凄慘な、且つ恐ろしいもの

は無いのである。

現社會の制度を破壊し、罪なき人を虐げ、他の涙を見て笑はうとする、

悪魔の心

は、斯うした人生の前途に光明を失ふて、暗黒の中に陥つた人々の心である。

されば、信仰に依つて光明を回復し、其暗黒を照らしてやると云ふ事は、彼等の荒み傷いた心を救ひ、温たかく、軟くして、他人との

協和的平和の生活に入らしむる捷徑

であるのである。

且又た、自己の力に頼り、他人の力に依頼すると云ふ事は、元來、

不完全極る人間のこゝ

であるから、必ず失望と、怨恨とを招くのは、已むを得ざる事柄であるのである。

然るに、神を信じ、佛を念じ、一切の運命を此の人間以上の力に任すところの、

信仰生活、宗教生活

は、決して此の様な、失望や、怨恨やを招く事がない。

總てを神の攝理、佛の御心に歸する生活

には、禍も、災害も悉くが、

唯だ感謝と祈り

の種でないものは無いのである。

されば此の種の生活を従業者に奨めると云ふ事は、其工場に、

協調平和を持ち來す

極めて有効な方策であると、吾人は信する次第である。

故に吾人は、工場の有力者が、

先づ自ら信仰生活に入つて

然る後ら、一般従業者をも、其道に入らしむべく、

身を以て導く

事の必要を、力説せんとするものである。

若し其信仰に至つては、金光教、天理教の如き内國的の宗教可なり、基督教佛教の如き、

世界的の大宗教

ならば、尙更結構であるのである。

たゞ、迷信的の淫祠崇拜と

宗教を利用して資本主義の擁護 工場の利益を圖らうとする

如き、不純な動機に出ずるものは、不可であるのである。

四 貯蓄心の奨励

諺にも、

『恒産ある者は恒心あり』

と云ふ如く、多少の貯蓄でも仕て居やうと云ふ人は、自然に、

思慮深く

して、餘り、

輕舉妄動する

と云つた様な事が無いのである。

何れの労働争議に於ても、其急先鋒となつて、

最過激派を形成するもの

は、下宿屋などにごろついで居る、

其日生活の連中である

のである。

故に、従業者の多数に、

貯蓄心を涵養せしめ、貯金を奨励すること

は、平和の維持擁護の上に、多大の効力のある方策の一つであるのである。

『貯蓄は人格なり』

と云ふ、西洋の諺も、決して、

拜金崇の言ひ草

と貶す事は出来ないもので、確かに一面の眞理ある言葉であるのである。

即ち、貯金でも仕やうと云ふ程の人なれば、

着實な、穩健な思想を有つて居る

と云ふ事を證據立て、信用するに足ると云ふ事を云ひ現したものである。

兎も角、自己の目前の慾望に打克つて、將來の爲めに貯へやうと心懸ける如きは、健全な 正しい精神を有つた人でなければ出来ぬ事柄であつて、又た斯うした貯蓄心を起して、久しい間努力してこれを續けて居れば、自然に、

正しい着實な心懸け

になり得るものである。

故に、工場に於ては、種々の

貯蓄奨励の方法

を設けて、一般従業者に、

貯蓄心を起さしめ、且つこれが持続蓄積を爲さしむる事にしなければならぬのである。

五 運動と娯楽との奨励

『健全なる精神は健全なる身体に宿る。』

と云ふ、西洋の諺の様に、穩健、中正の心は、必ず、身体の健康な人にのみ備はつて居るのであつて、

極端な過激な精神

は、概して身体の健康に申分のある、

病的な人

が持つて居る特徴なのである。

されば、身体を健康にする、と云ふ事は即ち、

精神を健全、穩健ならしむる

と云ふ事になるのである。

更に又た、

快活な精神

は、常に物事を、

善意に解し

て、決して他人の意志を、悪しき様に付度して、癖み、憤る如き事が無いのである。

故に、従業者の、

身体を常に健康に保たしめ

並に、彼等をして、

何時も快活なニコ／＼の心持ちを抱かしめて置く

と云ふ事は、協調平和を招來する方策としての、有効なものである。

さうして、此の、

健康なる身体と、快活な精神

とを得るには、

A 運動の奨励

B 娯樂の好愛

の二つの途があるのである。

即ち、健全なる、

運動の奨励に依つて健康の増進を計る

こととし、次に、趣味あり、且つ生新にして、健全なる、

娯樂を供給する事に依つて、日常生活の爲めに頽廢せる精神を回復せしめ、以て常に

快活にして、中正なる精神を持続せしめる

ことにするのである。

斯うした、

精神健全法

は、平和的訓育として、必要な事項であるから、工場に於ては、力めて、

運動熱を誘發し

並に、

娯樂設備を完全にせしめ

て、此の二事を盛んならしむべく、計畫しなければならぬのである。

六 綜

結

以上に記述した、

一、職業的の教育を振興せしむる事

二、信仰生活の指導を爲す事

三、勤儉貯蓄の美風を養成する事

四、健全なる運動娯樂を奨励する事

の四つの事は、従業者の精神を、

平和的に訓育する要件

であるから、單に、

資本主の利益の爲め

からではなく、眞に、

勞資調協の精神

に基いて、完全に施設したならば、

平和維持擁護の上

に大いに有効である事を信じ、吾人はこれが實行を從憑して已まざる次第である。

第三節 爭議防止策としての文化的施設

一 緒言

勞資の協和を計るには、従事者の氣分を平和ならしむる事に重きを置かなくてはならぬ。

この爲めには種々の方策があるが、就中彼等の品性を善くし精神を隱健ならしむる、

文化的設備

は極めて必要な一つの要素であるのである。

近來此の種の設備が各社工場に於て大いに進歩して來たやうであるが、殊に三菱造船所に於ては夙に此の點に意を用ひ、種々の施設を有つて居らるゝのである。

今これ等の文化的設備に關する規程を茲にこれを掲げて勞資協和上の參考に供さうと思ふのである。

二 職工俱樂部規則

第一職工俱樂部規則

第一章 總則

第一條 本俱樂部は第一職工俱樂部と稱す

第二條 本俱樂部は當所職工及其家族の休養、娛樂、親睦、修養並に趣味の涵養向上を計る爲めに之を設立す

第三條 本俱樂部は職工課長之を管理す其管理に協冀せしむる爲めに委員會を設置す

前項の委員會は委員六名を以て組織し、委員は立神町及附近地在住の當所職工中互選に依り

當所々長の承認を経て職工課長之を委嘱し 其任期を一ケ年とす

第一回委員は職工課長の推薦に依り之を委嘱し、其任期を三ヶ月とす

第四條 委員の互選に依り委員長一名を置く、委員長は委員會に主宰し、其任期は委員の任期に同じ

第五條 委員は本俱樂部施設事項に就て分任することあるべし

第六條 職工課長は毎月一回定期に委員會を召集し、又た必要ある場合臨時之を召集するものとす

第七條 委員の選舉及補缺に關する事項は其都度之を定め公告す

第八條 本俱樂部に差配人を置き職工課長指揮監督の下に直接經營の任に當らしむ

第二章 娛樂室

第九條 娛樂室は平日には當所の定時終業時より、休日には午前八時より各午後十時迄之を開場す

平日晝間には特に必要若しくは有益と認めたる場合家族者の爲めに之を開場することを得

第十條 集會若しくは團体的目的の爲め娛樂室を使用せんとするときは豫め其目的及方法を具し、委員長の承認を得て職工課長の許可を受くべし

第三章 浴場

第十一條 浴場は平日は午後二時より當所休日には午前八時より各午後十一時迄之れを開場す

第十二條 入浴は浴券に依る、職工課に於て之を發行し當分一人一回金一錢とす

七歳未満の幼兒は付添人ある場合に限り無料にて入浴せしむ

第四章 雜則

第十三條 本俱樂部の經費は工作物の維持費は營業費支辨とし、其他一般經費は職工幸福増進基金利子を以て之を支辨す

以上

三 圖書貸出規定

簡易文庫圖書貸出規定

- 一、借受を望む者は職工課調査係に申込み許可を受くることを要す
- 二、貸出し取扱時間は晝食後休憩時間とす
- 三、貸出し期間は一週間以内とす

- 四、當分の間は貸出冊数を一人に付一種一冊とす
- 五、貸出し期間満了したる時は直ちに返納する事を要し引續き貸出を許さず
若し遅滞したる時は貸出しを停止し又は相當の制裁を加ふることある可し
- 六、紛失又は甚しく毀損したる場合は圖書を以て償はしめ、或は之を修繕せしめ、又は代金を徴收す
- 七、借受けたる圖書は他に轉貸することを得ず
- 八、貸出請求者は二ヶ年以上勤續の定備職工を一名保證人とするを要す
- 九、保證人は借受人が『六』の規定に依り辨済をなし能はざる事情發生したる時之が辨償の責任を有するものとす
- 十、辨償金の徴收期間は書籍の價格に依り之を定め賃料支拂の都度差引徴收す
徴收の割合は、五十錢未滿は一回勘定に徴收し、五拾錢を増す毎に勘定回數を増加するものとす

以上

四 野球用具の使用

野球道具使用手續

- 一、野球用具は試合を行ふ場合に限り使用することを得
- 二、野球用具は職工課に保管す
- 三、野球用具を使用せんとするものは代表者より左の事項を具し、職工課長の許可を受くる事を要す

(一) 試合の相手方並代表者、日時及場所

(二) 野球組名

(三) 用具の種數

- 四、野球用具使用の許可を得たる者は使用の前日作業定時後職工課に於て現品を受理すべし
- 五、野球用具の使用を終へたる時は其翌日作業定時後職工課に返納すべし
- 六、野球用具を紛失又は故意に毀損したる時は左の各號に依り賠償することを得

(一) ボール (半額)

(二) ミット、クラブ、脛當、胸當、マスク、ベースネット、バット(全額)
以 上

五、運動會給與金手續

職工相互の運動其他の諸集會に對する會社給與金下附手續

- 一、本給與金は親睦修養娛樂若くは運動を目的とする集會にして一工場職工全体として之を行ふ場合に限り交附す
- 前項の集會は數工場聯合して之を行ひ又は非常に多數の職工を有する工場の場合之を分割して行ふことを得
- 二、給與金は職工一人に付本年分金五十錢の割分とし三月廿五日在籍職工數に依り一課若くは工場分を一括して之を交付す
- 三、給與金は職工課に於て之を保管す
- 四、給與金は數回に分割して之を支出する事を得
- 五、給與金を支出せんとする時は左記事項を具し工場主任(課にありては係主任)より工場支配人

(又は課長)及び職工課長を経由し所長に伺出づることを要す

- 一、集會の目的事項
- 二、集會の時及場所
- 三、豫定人員
- 四、指導者
- 五、收支豫算
- 六、前條の指導者中には少くとも工場主任(課にありては係主任)及係技師(補)若くは係事務(補)の一人必ず之に加入することを要す
- 七、職工修業生及就學中見習職工の斯種集會及給與金に關しては別に之を定む
- 八、女子の集會は男子と區別して行ふことを得

第四節 歸國善導法

一 緒言

一般事業界の不振が極度に達したので、世界に於ける反動思想の瀰満と、滿蒙事變の勃發に依る國民愛國心の隆起

とに依つて、一時衰頹萎微を極めて、

詮方なしの平和を持ち來しつゝあつた

ところの、労働運動の潮流も、疾風の來た、緊縮消極策の民政黨内閣が倒壊して、

政友會單獨内閣の成立

を見、それに伴ふて、迅雷可を蔽ふに遑なき程の、

金輸出再禁止

の發令となつて、財界に驚くべき變動を生じ、昨日まで沈滞萎縮の極に在つた、物價の暴騰を來し何々の事業は、これが爲めに、何千萬圓の利益を占めたとか、何々の會社の株券は二三日の間に一躍して、

何十圓の値上りを見た

とか云ふ、頗る景氣の良い記事が、頻りに新聞紙上に現はれて、一般國民の悲觀を解き、

一陽來春の春心地を招來する

のは、誠に喜ばしき次第であるのであるが、これに就て吾人の第一に慮ることは、一時詮方なく、

休戦しつゝあつた労働運動

が、此の機會に勢を盛り返して、多年忍びに忍びつゝあつた、

生活線以下の賃金の引上げ

を要求し、失業者の復職を叫びんで、茲に再び、

労働争議瀕發の時代

を持ち來す如き事の、近く襲來する虞れあることである。

殊に、早くも物價の騰貴に伴ふて、

生活費の高上を來す

の形勢が現れ來て居るのである。

従來の物價低廉の時代に於ても、辛くも生存を維持し來つて居つた、彼等労働大衆が、此の好景

氣來の聲を耳にし、物價の高騰に直面しながら、從來の、

平和を維持して居やう

とは決して思はれないのである

故に、景氣回復の曙光を見て喜ぶ一面に於ては、近き將來に發生すべき、

必然的の爭議發生

を慮り、今よりこれが對策を考え、産業界の、

平和維持

に就て、何等かの方策を定めて置くことは、

事業經營上の必要條件

であると、吾人は思爲する次第であるのである。

それに就て、頃日聞き得た、従業者に對する、極めて有効な、

平和教育の方法

の一方法たる、吾人が假りに、

『歸國善導法』

と命名した一方法の實例を茲で記述して見やうと思ふのである。

一一 歸國善導法

それは、大阪府三島郡島本町に在る、

大日本紡績山崎絹糸工場

に於て實行せられた方法であつたが、同工場に於ては、業務の必要上比較的、

年若き男子従業者を多く使用する

爲めに、工場附屬の男工寄宿舎に、百數十名の青年従業者が居住して居るのである。

ところが、何處の工場に於ても同様であるが、これ等の寄宿舎に居る、

獨身未婚の男子

は、身輕で責任觀念がさう重くない上に、

年少氣鋭

であるから、良く他人の煽動誘惑にかゝつて、

輕舉盲動し易い

缺點があるのである。

御多分に洩れず、此の工場の青年男工の中にも、永い間の不景氣に依つて、昇給増賃のはかばかしくないので、

業を煮やして居る連中

があつて、時々不足を洩し、苦情を云ふものがあるので、人事課長の井上氏は、私かにこれが教育に苦心され、種々の方法を實行して居られたのであつたが、今年の暑中の時、

一策を案じ

て、工場長に相談して許しを得た上、五人十人位宛交代で、

三週間位宛の休暇を與へて、郷里に歸省せしめ

たのである。

さうして、其の、

賜暇歸省者

の出發に際し、それを事務所に招いて、懇々と

『君等の中には不景氣の爲めに給料の昇らぬことを不平に思つて居る人もあるやうに

聞くが今日の田舎の生活なるもの、實狀の如何なるものであるかと云ふことを、此の歸國の機會に十分によく見學して來るがよい。

先づ君達の父兄を始め、親戚知己の人々が、何の位の収入を得て、何の程度の生活を
して居るかを、よく見て來て呉れ給へ。

さうして其の結果得た感想を、歸社したら僕に話してくれ給へ、これは僕が呉々も君
達に頼んで置くよ』

と云聞かして、歸國せしめられたのである。

さうすると、大抵二週間も居らずに、十日位で歸つて來て、早速井上氏のところへ來て云ふこと
は殆ど同じ様に、

『イヤ全く驚きました。もつと良い生活をして居ること、思つて居りましたのに、ホ
ントに其の惨めなこと、全く意想外でした。』

私の家は、私の郷里に居りました頃は、田と養蠶とで充分に暮して居りましたのに、
去年頃からは、それでとても行かれぬと云ふので、副業に蓆編みを行つて居りますが
何うでせう其の蓆編みが一家内三人が朝の五時から、夜の九時頃まで、十三時間も十

四時間も働いてタツタ二十五銭か三十銭しか儲からないと云ふのですから驚きましたそれから見れば、私は一日僅か八時間働いて、一回二三十銭も頂いて居るのですから決して不平なぞ申された義理ぢや御座いません。

親父もさう申しました。お前は結構なところへ入社させて貰つて居るのだから、精々勉強してお金を使はないやうにし、少しでも送つて呉れと、涙を流して頼みました。ホントウに郷里の生活向きを見て参りまして、今迄不平を云つたり、つまらなく金を使つたりした、私の過ちを後悔いたしました。これから感謝して働きますから何うか永く使つて下さい』云々

又た他の一人は云つた。

『私の村は、野菜を澤山に作り、それを近い町に持ち出して賣りますので、以前は割合に金廻りのよい所で、生活向きも樂でしたのに、今度歸つて見て驚きました。其の野菜がまるで無價の様に安く、持ち出して賣る手前代丈けも無いので、村は殆んど火の消えたやうに淋しく、働ける手頃の男や女は、大抵職を求めて都會へ出て行き残つて居る者は、年よりと子供ばかりで、しかも貧しい、みぢめな生活をして居りま

す。

しかも、其の都會へ出た連中も、職業が無いので、生活が出来ず、貧しい國元の實家

へ
「金を送つてくれ、金を送れ」

と云つて来るさうです。

ですから、私が此の工場で働かして貰つて居る話を致しますと、親類の者や、知人やが、

「うちの弟も其の工場で使つて貰つて下さい」

とか、

「俺のところの息子も其の工場へ世話して貰へまいか」

とか度々頼まれるやうな始末です。

それで、私はつくづく自分の幸福を覺りまして、これ迄賃金が何うの、待遇が斯うのと、他人の言葉に附和雷同して、不平がましいことを申して居りましたのは、誠に勿体ないことであつたと後悔いたしました。

これからは、決して不平なぞを起さず、一生懸命に働きますから、どうか末永く使つ

て下さいませ』云々と云ふのであつた。

賜暇歸省して、郷里の農村の實況を見學して來た五十人程の人々が、一人も例外なしに、斯うした、

悔悟を抱いて歸社し

さうしてそれを、寄宿舎の人々に話したものであるから、すつかり、

男工寄宿舎の空氣が一變し

て、不平の聲は跡を絶つて、みんなが競つて勉勵し、貯蓄するやうになつたと云ふことである。

三 應用好時期

以上は大日本紡績山崎工場で承つた事例であるが、吾人は此の話を方々ですると、

『私のところでも同じ様な例があります』

と云つて、同意せらるゝ當事者が、ちよいとあるのである。

此の方法は、確かに有効な、

平和教育の一方法

であるに相違ないのである。

今や時年末に際して近くお正月を迎へて居るのであるから、此の方法を實行すれば、極めて適當な機會であるのである。

即ち、一月から舊正月へかけて、青年男工、並に女工の一部分づゝを、

賜暇歸省せしめ

て、郷里の實生活の狀況を見學させることにしたら、郷里に遠かつて居る爲めに、

心得違ひをして居る人々

を、覺醒せしめ、本心に立歸らしめることが出來て、

平和教育の上に偉大な効果を擧げ得る

であらうと、吾人は考へて當事者の方々の、

御一考を請ひたい

と切に希望する次第である。

第五節 子弟に對する學資の貸與

一 緒 言

動もすれば、

悲觀 絶望に陥り易き

労働者の前途に、

光明を與へ、希望を回復し、勞資の協和を計る方法

として、最も積極的にして、最も有効なのは、

其子弟を養成して將來有爲の人物たらしめる

と云ふ事である。

百姓の子は百姓、町人の子は町人以上にはなれなかつた封建時代ならばいざ知らず、庶民平等、力量次第で、誰でも博士にでも、大臣にでも成り得る今の時代に於ては、何んな種類の職業に従事する労働者でも、

自分の子も同じ職工で一生を終らせやう

と思つて居るものは、恐らく稀れであらう。

大抵の人は、

『己れは規則的の教育を受けなかつたから、一生斯うして他人に使はれる労働者となつて居るのだが伴丈けはセメテ、一人前の人にしてやりたいものである。』

と希ふのである。

これは人間の最も貴い

親 心

であつて、大いに褒むべく、奨励すべき事柄であつて、決して、

身分不相應な望み

であるとか、或は

潜越な希望

だとか云つて、却けるべき事ではないのである。

然るに現今の労働者の所得が辛うじて一家を養ふのみで、到底子弟を中等學校以上へ入校せしめる丈けの餘裕がないのである。

或場合には、義務教育の卒へるのを待つて、直ぐに、

一家の生計の助けに労働を強いなければならぬやうな事も稀れではないのである。

斯うした、不如意の場合、父とし、親としての労働者の、

心の苦痛は如何ばかりであらう

眞に、此の世を恨み前途を悲觀せずには居られぬであらう。

斯うした絶望の結果、

弱い者は酒に走り

強い、実行力のあるものは、労働運動を試み、争議に馳り、以て産業界の平和を害するのである。

何方にしても、彼等の爲めに不幸であり、工場の爲めにも不利益であるのである。

茲に於て、工場主側に於ては、此の親心を察して、

子弟の就學を助ける

ことにしたならば、如何に彼等を喜ばし、満足と、感謝とを得られるか、實に計り知られぬ程のものである。

しかも此事は、將來有爲なる人物を工場に迎ふる、最良の方法であるのであるから、

實に一舉兩得の策

であるのである。

されば吾人は、斯うした方法を、一般の工場に於て廣く採用せられん事を、切望に堪えざる次第である。

二 各社の實例

此の子弟養成を現に行ひつゝある工場は、我が工業界に於て其例に乏しくない。

小野田セメント製造株式会社

は十年前より、職工の子弟中の、有爲の人物に貸費して、東京、大阪等に遊學せしめ又た青年職工中から選抜した者を、大阪の鐵工所に預けて、晝は機械工作の實習を爲さしめ、夜間は學校に通はしめて、學術と實際との練磨を爲さしめて居るのである。

又た、熊本の、

株式會社共益社鐵工所

に於ては、中學校、工業學校の入學試験及第者に對して、
學資の全部を貸與し

て、最高の學府にまで進み得るの途を拓いて居られるのである。

更に、我が國製糸業界の光輝たる、

郡是製糸株式會社

に於ては、學資を貸與して入學を奨励せられるのみならず、

東京市小石川區表町

に、在東京の學生の爲めに、

合宿寮

を設けて、川合信水先生其管理に任せられ、學業の成功を助成して居られるのである。

以上は、僅かに吾人の記聽丈けを記したので、數え上げれば、其例は枚舉するに遑なき程であら
う。

三 鐘紡の學資貸與規定

斯うした、必要の施設を、我が工業界に普及せしめる一助にもと、吾人は我が工業界の先覺者、

鐘淵紡績株式會社

に於ける、

従業員子弟學資金貸與規定

を拜借して來て、茲に掲げる事にしやう。

鐘紡従業員子弟學資金貸與規定

第一條 當社従業員、及び退職せるもの、又は嘗て當社従業員たりし者の子弟にして、學資金に困
難する場合は、従業員又は遺族の申出でにより、従業員子弟教育資金より、學資の一部又は
全部を貸與すべし。

第二條 貸費生たり得べきものは、當社従業員、及退職せる者、又は嘗て當社の従業員たりし者の
子弟にして、身體強健、品行方正、學業成績之に適するものに限るものとす。但し當社従業
員が家計の中心たらざる場合は、其子弟の學資金は貸與せざるものとす

第三條 學資金の貸與を受け得べき學生は、中學程度の各種實業學校在學、若しくは入學希望の者

に限る。但し身體強健、人物學力共に優秀にして、將來高等の専門教育を受け成業の見込みある中學校在學のものにも學資金の貸與を爲すことあるべし

既に貸與を受けつゝ、ありし中學校生徒の、卒業成績優秀、人物亦た優良たるものに對しては高等専門學校高等學校、又は各種大學在學中も引續き學資を貸與することを得

第四條 子弟に對し學資金の貸與を受けんと欲するものは、所屬本支店工場長に申込むべし（本社は調査係長營業部は人事係長）（工場長）本社調査係長、營業部、人事係長）は申込者の身分資格、財産及家族状態、並に貸費生たらんとする子弟の人物、健康、學業成績等を調査し、第二條の資格ありと認めたる時は、關係書類に戸籍謄本を添へ、營業部に申出で専務取締役の承認を求むべし

第五條 學資金は、所屬工場に於て毎月貸費生の父兄又は後見者に拂渡し、營業部に附替を爲すべし

第六條 工場長（本社調査係長、營業部人事係長）は、貸費生の學業成績、並に人物素行等に就き不斷注意し、其旨營業部に報告すべし
貸費生の父兄退社したる場合は、其事情の如何により貸費の繼續又は停止を決定すべし

第七條 貸與したる學資金は、貸與者が學校卒業後、一定の職業に就きたる年より向ふ十ヶ年以内に返済せしむるものとす。

返済の期間及金額割合は、本人の申出に對し所屬工場長（本社調査係長、營業部人事係長）の査定に基き營業部に於て之を決定すべし

第八條 本規定以外の事項は、關係者の申出でにより營業部に於て都度決定するものとす。
以 上

第六節 勞資間の意志疏通

一 緒 言

勞働者と資本家との間に於ける、意志の疏通を欲ける事、即ち、

相互の無理解に依る疑惑

の存在は、恐るべき、

勞働爭議の主要原因

となるものである。

例えば、勞資間の争ひの第一の基本である、

分配の問題

の如きも、資本家側は勞働者の生活實情に通ぜざるが爲めに、現に支拂ひつゝある賃銀を以て充分なりと思爲して、

『此の不景氣の時代に、これだけの賃銀を拂つて居れば、それで結構ぢやないか、其上に要求するのは、無理である。強情である。』

と思ひつゝあるのに、一方勞働者の方は又た、

資本家の懐工合の良くない事を見れば、

故に、會社が政略的の蝸配當を仕てもこれを見れば、

『何んだ、事業が不景氣だと云つて、我々の賃銀を上げない癖に、三割四割と云ふ配當するのは怪からぬ。直ちに我々の賃銀も昇給して貰ほう。でなければ同盟罷工だ。』と云つて騒ぐと云ふ様に、此の相互の間の、

事情不通

から生ずる處の、

誤解、疑惑、邪推

等の不良思想が、勞資間の、

反目、争議

の縁となり 原因ともなるものである。

故に吾人は夙に、

勞働者を事業の經營に参加せしめる

處の制度、即ち、

工場委員制度

の實行を主張しつゝあるのであるが、此の以外にも、此の、

勞資間の意志事情を疏通理解せしめる爲めの策

として、工場主、資本家側に於て、

- 一 從來の秘密主義を打破し、總て開放的にする事
- 二 工場側の意志、經營の方針の、宣傳、説明に力めて、充分勞働者に徹底理解せし

める事

三 労働者の思想、生活の現状等は、充分に通曉すべく努むべき事が必要であると、主張するのであるのである。

二 意志疏通の實例

斯うした、意志疏通の方策として、我が工業界の先覺、

鐘淵紡績株式会社

に於て、實行しつゝある事例を擧げて見ると、

一 幸福増進係

これは各支店の工場に置かれてある、労働者の幸福を増進する爲めの専門の係員であつて、兼ねて、

意志疏通の機關

であるのである。

即ち、

人事係に於て取扱ふ、労働者の保護、救済等に就て、彼等の味方となつて、其不行届又は、落ち度等の事なきや否やを監査して、彼等の利益幸福を保護する
と云ふのが、其主要なる職務であるが、此の職責を全ふる爲めに、
常に労働者の生活、要求希望、及び不平等の方向に注意し、又た會社の意志を彼等に
宣傳徹底せしめるに力める

のである。

此の係りは、神戸の、

同社營業部

に本課があつて、専務取締役所に屬し、各支店中小さな工場に於ては、庶務係主任がこれを兼務し
兵庫、東京の如き大工場に於ては、

専門の係員

を常置し、いづれも、本社の課長を経て、専務に上申し得るの權能を與へてあるのである。

二、人事相談所

この係りは、主として労働者の、

家計困難、煩悶、苦惱

を解決、救済する爲めに設けられたものであるが、又た兼ねて、

労働者の事情を知り

以て、待遇法の改善並に意志の疏通に資する爲めに置かれてあるのである。

此の係の仕事は、

- 一 金融相談所
- 二 家事相談所

の二つに分れて居つて、前者は、

一般労働者の財政上の困難に對して相談に乗り、貸金借金の整理等を爲す

のであり、後者は、彼等の、

家内に起れる、金錢以外の人事一切に就ての相談を受け、解決、世話を爲す

のであるが、これ等の事を行ふ機會に於て、兼ねて、

労働者の事情を知り、並に會社の方針を宣傳する

事に盡力するのである。

三 通勤 社宅 係

此の二つの係員は、共に人事係に所屬して、常に、

通勤労働者

並に、

社宅居住の労働者

の家庭を訪問して、一々の家庭に就き、

生活の實狀、家庭の事情

等を知悉すべく力を併せて、

會社の主義方針の宣傳

を爲すのである。

四 實行關係者の會合

各工場に於ては、毎月一回若しくは二回、労働者幸福増進の實行に關係ある役員、委員の會合を行ひ、救済委員、幸福増進係、人事相談係、世話係、通勤係、社宅係等を一堂に集め、工務主任、工場主任、人事係主任、庶務係主任等を列席せしめて、工場長が座長となつて、労働者の氣風、要

求、取扱ひたる事故の顛末を報告せしめ、尙ほ彼等の家庭の事情を審かにして、意志疏通の一助とするのである。

五 労働者と重役との會見

労働者、並に各種の職員が、工場長其他の上役に對して、意見を述べ、又は事情を訴へんとする者がある時には、書面又は口頭を以て申出づれば、上役は能く實情を取調べて、それ〴〵適當な處置を施しつゝあるのであるが、尙ほ進んで、

會社の主腦者との會見の途を開き

て、重役に面會を求むる者ある時は、専務取締役は、其何人たるを問はず、可成的引見の機會を與へ意見又は訴願等を聴取して、一々本人の満足する様、適當な處置を爲し、或は誤解、疑惑を解くべく説明して、諒解を得る等の事を力めるのである。

此の會見に依つて、人事問題の取扱方、並に工場監督上に多くの改良すべき事實を發見し、意志の疏通を計る上に、非常に有効であると云ふ事である。

六 労働者と工場長との會見

労働者に工場内に於ける、不平又は要求を述べしむる爲め、工場長に於て必要と認むる時、又た

は本人の請求により、工場事務所の一部又は他人の知らざる場所に於て彼等と會見して、

隔意なき陳述を聴取し

て、直ちに必要なる手段方法を講じ、本人の不平を解決し、満足を與ふる様、盡力しつゝあるのである。

七 注意函の設置

各工場内の出入口、食堂、其他便宜の場所に、

注意函

を設置し、労働者にして會社の主腦者、若しくは工場長に對し、

労働條件の改良、工場經營上の改善進歩、能率増進

等に關し、注意、献言せんとする時は、其事項を書面に認めて投函せしめ、工場長、又は専務取締役は自らこれを開函して、苟くも採るべきものあらば、直ちに採用實行し、

又た適當なる解決を與へ、各方面の改良進歩に資すると同時に、一方に於ては、

意志疏通の機關

として利用しつゝあるのである。

八 工場内意志疏通委員

各工場内に働く労働者は、其数が多い事とて、會社の意志、命令が全般によく徹底せずして、双方の間に意志の疏通を缺くが如きこと無からしむる爲め、各工場の各科男女労働者中から、

意志疏通委員

と云ふ者を、若干名づゝ選舉せしめて、専ら、

上役と一般労働者との間の、連絡機關となり、労働者の希望、要求、又は不平煩悶等を管理者に取次ぎ、又は會社及管理者の意志、命令、訓示等を一般労働者に傳達することに力め以て、一は工場の成績を善くし、一は労働者の利益幸福を増進せしむべく、働きつゝあるのである。

九 各種の委員

鐘紡の各工場には、

労働者並に使用人の、救済、奨励、懲罰、保健

等の實行に當らしむべく、

救済委員

懲罰委員

奨励委員

保健委員

と云ふ如き、各種の委員が常置されてあるのであるが、これ等の委員は、

労働者及び使用人中から選舉せしめた彼等の代表者

であるので、一面に於ては、吾人の所謂、

經營參加

に當るのであつて、會社の代表者たる工場長、工場管理者と協力して、自からの利益幸福を増し、其品位を向上せしむべく働きつゝあるのであるが、他の一面に於ては、

勞資の間に立てる意志の疏通を計る

爲めにも、大いに力を盡しつゝあるのである。

十 巡回検査

斯うした各種の機關を設けて、勞資間の意志の疏通を計り、労働者の利益を保護し、幸福を増進すべく努めつゝあるのであるが、同社の主腦者は、尙ほこれ等の事務の、不徹底、不實行を憂慮し

て、特に専門の、

調査係

を營業部に置き、絶へず各工場を巡回せしめて、これ等の施設の實行上の状態を檢查し報告せしめる事にしてあるのである。

其用意の周到なる事は、實に一般工業會社の模範とするに足るのである。

第七節 従業者に株券を配與する制度

一 緒 言

文部省督學官 秋保安次氏は曾て本會の一雜誌上に於て、

『講和後に於ける労働問題の解決策』

と云ふ題下に、所見を發表せられた中に、三つの解決策の第二策として

職工を株主にする事

を挙げ、左の如く論じて居らるのである。

『現在は職工争奪が行はれつゝあるので、工場主に出來得るだけ職工を優遇せんとし

て、在來無かつた處の年二期の賞與をさへ出して居ると云ふ風になつた、其處で私の云はんとして居る事は此の賞與を呈するは現金を以てせずして、其會社の株券を一枚なり二枚なり與へる。そして其後株券を他人に譲り渡すやうな場合に於ては、會社が買ひ戻しの優先權を握る。斯くする時には職工は、其會社の一株主であるから、株主總會に出席する其時に當つて會社が講和後に萬一不景氣の決算報告をすれば、なる程我々は今日幾何の給料を取つて居るが之れでは會社が立ち行かぬのであるから、明日から、少しく給料を減じられても仕方が無い、夫れと同時に吾々が怠けて居る丈けに斯くくの生産率である。大いに能率を高めて、會社の利益を多くせねばならぬ。利益が多くなれば幾割の配當がある。結局吾々の利益であると云ふ風に職工が考えて來るから、矢鱈と爭議を醸さぬ事になる。又た職工の氣品も自然に向上して來る。何と云つても株主の一人であると云ふ様に考えて來るから、それこそベランメー式はやつて居られず、會社から怠けて呉れと云つても怠けるものでない。

此事は、今日より工場主が一般賞與に代へてその會社の株式を與へた場合であるが、これをせずとも、近き將來に於て我國の職工は、其會社の株券を一枚なり二枚なり所

有して、自己の勤務する會社の樂屋に喰入る時代が、必ず至るものである事を知らねばならぬ。それを今日より工業主が見越して、先手を打つと云ふ事は必要ではあるまいか、先んずれば人を制するのである。」云々

吾人は此の意見に賛同するものである。職工に一株や二株位の株券を所持せしめたからとて、直ちに秋保氏の云ふ如く、會社の爲めを思ふて、給料を下げられても苦情も云はなくなつたり 若しくは急激に能率を増すと云ふ如き、現金的な効果はあるまいと思ふけれども職工の氣分を緩和し、工場の手業を我がもの、如く思はしめる丈の効果は十分にあると思はれるのである。故に勞資協和策の一重要事として、これを實行することは、大いに必要な事であると思ふのである。

二 此の制度を既に行へる實例

此の職工に株券を與へると言ふ制度を、最も早く實行した工業會社は、

小野田セメント製造株式會社

であつて、去る大正五年、同社創立三十年記念の式を舉行された折に、十年以上の勤績者に對して

株券を與へられたのであつた。

それから、第二には、名古屋市の、

豊田紡織株式會社

豊田式織機株式會社

豊田織布株式會社

等の故豊田佐吉氏の關係せられつゝあつた會社に於て、同族、使用人、職工等を株主とした處の、元の、

菊井紡織株式會社

と云ふ會社を設立するに當り、拂込みは賞與金を以てこれを充當し不足金は將來受取るべき賞與金を見越して豊田氏の手許にて立替えて置くこと云ふ事にせられたのであつたが、此の會社は資本金二百萬圓全額拂込濟みで、紡機二萬錠、織機五百臺の大工場であつたのである。

第三は、岡山縣倉敷の富豪

大原孫三郎氏の經營されつゝある、

倉敷紡績株式會社

に於て、會社の増資の際に、十年以上、勤績の使用人職工に對して、權利株を附與せられた事である。

第四は、元の、

大阪合同紡績株式會社

に於て、増資を爲す際、一部の使用人及職工に權利株を附與せられたと、云ふ事を聞いたのであつた。

其他斯う云ふ例は、尙ほ精細に調べたならば、數多く存在して居る事であらうと思はるのである。

三 倉敷紡績に於ける新實例

職工を株主とする制度は、上記の如く我國各會社に於て既に實行せられてあるので、今更ら事新しく述べる程の珍しい事ではないのであるが、茲に紹介しやうとする、

倉敷紡績の新實例

と云ふものは、總ての點に於て模範的であつて、大いに世に推奨するに足るのである。

今其特點を舉げて見やうならば、

- A 社長の手許に於て、第一回の拂込を済したる上交附さるゝ事
- B 功勞株として年功者に附與する事
- C 買收資金を用意されつゝある事
- D 職工に對し優先購入權を與へる事

等の長所があるのである。

以下是等の四特長に就て、略説して見やうと思ふのである。

A 拂込を済したるものを交附さるゝ事

倉紡の、此の時の増資額は、株數七萬四千株で、内四千株を功勞株として、其權利のみを役員、社員、職工に頒つ事になつたのであるが、同社の株券は其頃の時價百四十圓内外であるから、新株一株のプレミアムが七十五圓位を唱えられて居るものであつた。

故に、其權利丈けを貰つても、既に大なる恩典であるのである。しかも職工を愛する事我子の如き、大原社長は、物價の高い折柄、拂込みの困難を慮つて、職工に交附する分に限り、第一回の拂込み金一株に付金二十圓宛を、自己の懐中より支出し拂込済とした上、これを交附されたのであつ

た。

B 年功者に交附せし事

倉紡に於て、職工に交附した株券の数は、

七百株

であつて、これを、

十年以上の勤続功勞者

へ、其年限ど、勤務振りど、功勞の多少とを參酌して、

一株以上十株迄

を交附されたので、其恩典に浴した人員は、

貳百五十餘人

に達し、一人當り平均、二株半程になつたと云ふ事である。

C 買收資金を準備された事

職工に株を持たしめる場合に、第一に注意しなくてはならぬ事は、彼等が株などを持つて居るよりは現金が慾しいと云ふ考から、若しくは之れを買收して利益を得やうとする商人の強要に已むを

得ず、それを他に賣渡して、現金にして消費し易いと云ふ事である。

此事は從來此の制度を實行した會社に於て、既に嘗められた苦い經驗であるのである。それ故秋保氏も上掲の論文中に、

「其株券を他人に譲り渡すやうな場合に於ては、會社が買ひ戻しの優先權を握る」云々と云つて居らるゝのである。

倉紡に於ける、實例に於ては、此の點に就ても周到な用意が盡されて居つて、株を交附する際に於て、本人と會社との間に、

此株券を賣り渡さなければならぬ己を得ざる場合には、時價を以て會社に買收する事と云ふ契約を取り結んで、決して社外の人に譲渡せしめない事に仕てあるのである。

それで、社長の手許から、

二萬圓程の買收準備金

を支出して置いて、これを買收する用意が調へられてあると云ふ事である。

D 優先購入權の附與

斯う云ふ風にして、會社に於て買收した株券は、會社の工場に在勤しつゝある職工には、希望に

依つて時價にて賣渡す事になつて居るのである。

此の場合に於ては、積立金若しくは、貯金の如き會社の保管に托しつゝある金員を振替えて購求し得らるゝ事にも仕てあると云ふ事である。

四 綜 結

以上の如く倉紡に於ける實例は、各種の點に於て模範的であつて、大いに推奨するに足るものがあり、これに依つて、職工の永續を増し、愛社心を喚起し、會社經營者と職工との間の關係を密接ならしめる等の利益がある事は、云ふ迄もない事であるので、これが特に、

勞資間の感情の融和策

として益立つことは勿論であるので、現今の如く彼等の意志の硬化し易い時に當つて其の時勢に適應する手段として講じて置くには、極めて必要な方策であると認める次第である。

故に吾人は、此の種の方法の實行者たる、上記の各社の當事者に敬意を表すると共に、一般の工場當事者に向つて、此の方法の實行を慫慂する次第である。

第三章 正 道 的 防 止 法

第一節 社會立法協會の決議

社會立法協會の大坂委員會に於て、嘗て、

勞働爭議最少化の討議

と云ふのが、前後八回に亘つて行はれたのであつたが、其の討議には、資本家側、勞働者側、學者側等の多數の人々が加つて、各自の立場から其の主張を述べ合つたのであるが、さて其の主題たる

現在の經濟組織の下に於て、勞働爭議を最少限度に止める方策

に就ては、實行困難な理想論が多く、中々適切な名案はないのであつた。

しかし、

勞働爭議の原因

に就て、各立脚點の違つた人々が、思ひ々に處見を述べるあたりは、頗る面白く、又た工場鑛山當事者の、反省を促す好參考資料であるのである。

左に其の中の重要なものを掲げて見やう。

我國に於ける労働争議の原因として、諸家の述べるところは、大略左の如くであつた。

○大阪商工会議所書記長 高柳松一郎氏は、

雇傭主側の責に歸すべき労働争議の原因として、

(一) 雇傭主側が、労働者側と協調するに努めんとはせずして、これを壓迫せんとするの傾向顯著なること

(二) 労働者側より要求ありたる時、雇傭主側は有力なる責任者を交渉の衝に立たしめず、無力なる下級者をしてこれに當らしめ、爲めに勞資關係を悪化すること

の二つを數えたのである。

○大阪工業會幹事長 片岡安氏は、

職工係の主任者に、

(一) 思想問題を了解せざるもの多きこと

(二) 職權を濫用して労働者に對し、不親切不公平の態度を採るもの多きこと

を數えられた。

○住友伸銅鋼管會社 三村起一氏は、

職長、組長に其の人を得ざることが、争議の原因の大部分を成して居る

と述べ、

科學的管理法が普及し、思想問題の發達せる今日に於て、職長、組長の職責は、今や頗る重大なるものに拘らず、今日の職長、組長は、一方に於ては技術に關する智識を缺き、他方に於ては思想問題に於ける理解を缺くが爲めに、上に對しては反抗的態度を取り下に對しては壓迫的態度を執る傾向がある

と云ひ、職長、組長の養成は今後の産業界に取つては、緊急の必要事である旨を述べられたのである。

○日本船主協會 石川茂一氏は、

金利利潤の高率なることが、労働者の待遇費を減少せしめ、争議の原因を作る一理由である

と述べられた。

○日本労働組合總聯合 阪本幸三郎氏は、

労働条件の改善に就て、労働者側の要求を、雇傭主側が當然なりと認め、其の實行を約諾しつゝも、往舊日を移して其の實行に着手せず、労働者側が争議を開始し、作業を停止するに至つて、始めて周章狼狽して改善に着手するが如きことは、往々其の例を見るところであつて、要するに雇傭主側が、

平和善諾を重んぜず

争議の實行が改善を實現する唯一の方法となること、労働争議を無用に頻發せしめる原因となるのである。

と述べられたのである。

日本労働總同盟 西尾末廣氏は

労働者の生活が向上すれば、労働争議も従つて最少化するやうに世人一般は考えつゝ、あるやうであるが、労働者は、

公平を要求するもの

であるから、假令彼等の境遇が、幾分改善せらるゝとも、彼等の社會的地位なり、生活の程度なりが、資本主側との間に、著しき懸隔のある限りは、労働争議は防止せら

れ得べきものでない。

と述べ、更に、

現實的の争議の原因として

(一) 労働組合切崩し團の設立

(二) 労働組合員の解雇

の二つを挙げられたのである。

○前大阪市電氣局長 角源泉氏は、

雇傭主の責に歸すべき争議の原因として、

(一) 分配の不公平

(二) 企業者側の奢侈贅澤

の二つを數えて居られるのである。

鑛山に於ける労働者が、工場労働者に比して、更に一層争議を起し易い、

鑛山労働者の特殊性に就て

○住友合資會社 津田秀榮氏は、